

令和4年6月21日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 横 光 春 市 鈴 木 深由希 新 田 真 一 山 田 真一郎 宍 戸 稔 保 実 治 黒 木 靖 治 伊 藤 芳 則 小 田 伸 次

令和4年6月三次市議会定例会議事日程（第3号）

（令和4年6月21日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		横 光 春 市……………141
		鈴 木 深由希……………155
		新 田 真 一……………165
		山 田 真一郎……………178
		宍 戸 稔……………192
		保 実 治（延会）
		黒 木 靖 治（延会）
		伊 藤 芳 則（延会）
		小 田 伸 次（延会）


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の2日目を行います。今定例会は、議事の関係上、会議の開始を9時30分とします。

また、今定例会も新型コロナウイルス感染予防対策を行い、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、鈴木議員及び黒木議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、新田議員、宍戸議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししています。以上で報告を終わります。

また、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 皆さん、おはようございます。真正会の横光春市でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、財政が硬直化する中で、行財政改革という視点で、事務事業の見直しではなく財源である歳入について状況を確認しながら議論したいと思います。まずは市税でございます。平成30年度から令和2年度、3年間の決算でどのように推移しているのか調べてみました。調定額は、平成30年度が69億6,480万円、令和元年度が69億9,032万円、令和2年度が69億2,535万円という数値で、コロナ禍であっても調定額では、個人個人の所得については分かりませんが、全体的には大きく減額していない状況が見受けられるところでございます。収入済額にあっては、平成30年度と令和元年度の2年間は68億円余りでございますが、令和2年度においては、コロナ対策として納期限に猶予があった影響で2億円相当の収入が減額しています。納期限を猶予された市税は、令和3年度において猶予分と令和3年度分の両方を納めていただいている

と考えておりますが、スムーズに徴収できているのかお伺いをいたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野市民部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 令和2年度に申請された市税の徴収猶予額は約1億5,000万円であり、その全額を猶予決定しているところです。猶予決定した市税は、令和3年度中においてほぼ完納となっています。併せて、令和3年度賦課分の市税についても、ほぼ納期どおり納付を頂いている状況です。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) そういう状況であれば、大変喜ばしいことであろうというふうに思っております。

次に、予算編成上の状況を見てみますと、3年度とも最終補正額よりも収入済額が多いので、歳出決算が歳入決算を上回ることはない安全経営に見えるところであります。平成30年度は2億円余り、令和元年度は1億円余り、令和2年度は8,000万円弱と、予算額よりも決算額が多いのは予算編成の手法として捉えさせていただいております。

次に、収納率について見ますと、平成30年度は97.87%、令和元年度が97.96%、令和2年度が95.57%となっており、令和2年度の落ち込みは、先ほども触れましたが、コロナ禍の対策によるということでございます。例年97%後半の数値でございますが、執行部としてこの97%後半の収納率をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 議員が先ほどおっしゃっていただきました収納率につきましては、現年度分と滞納分を合わせた収納率についておっしゃっていただいたように思っております。今現在、現年分について資料を持ち合わせておりますので、それに基づいて答弁させていただきます。令和2年度は、現年分の市税収納率におきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例を適用したため、例年にはない、現年度分では97.2%の市税の収納率となっております。コロナ禍以前の市税収納率は長年99%台を維持しており、97.2%の収納率は低い数値であると捉えております。しかし、徴収猶予をした税額を除きましたら99%台、小数点のところまで言いますと99.4%台の収納率となっております。

なお、令和3年度においては、収納率については改善を見込んでおります。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 99%、現年度分ということになればオーケーかというような思いもいたしますが、上がれば上がるほどよいという思いも持っております。市税よりも収納率が低いのが国民健康保険税でございます。3年間の収納率を見ますと、平成30年度が88.72%、令和元年度が88.28%、令和2年度が88.64%、3年間いずれも88%台で、市税よりも収納率が9%低い状況でございます。市税に比べて国民健康保険税の収納率が低い要因をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 国保税につきましても、議員が今御紹介いただきましたのは、滞納分も含めたところの収納率について御紹介いただいたと思っております。令和2年度の国民健康保険税につきましては、滞納分も含めると、先ほどありましたように88.6%でございますけれども、現年分につきましては96.9%ということで、県内でも上位から5位の収納率となっております。国民健康保険税の収納率は、他市町においても市税と比較すると低くなる傾向にあります。しかしながら、本市の国民健康保険税の収納率は、先ほども申し上げましたとおり県内の各市町の中でも上位に位置づいております。特に1位から3位はそれぞれの町となっております。市につきましては第2位、全体では5位ですけれども、市の比較をしますと2位というふうになっております。市税と比較して低い収納率の要因としましては、国民健康保険の被保険者においては、社会保険の被保険者と比較して景気の影響を受けやすいことや、退職されて保険税の納付が困難な方などの割合が大きいため、それが収納率に影響しているものと考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 予想どおりだなというふうな思いがいたしました。今まで収納率について質問いたしましたが、収入未済額を見てみると、令和2年度の市税では2億7,477万円、令和元年度が1億2,414万円、30年度が1億2,902万円です。そうして見てみると、令和2年度、市税は別としても、平成30年度、令和元年度とも1億2,000万円以上が収入未済額となり、国民健康保険税でも例年1億円前後の収入未済額として計上され、翌年度の滞納繰越し分として予算化しているところでございます。滞納繰越し分となると、先ほど答弁がございましたけれども、納税が難しくなって調定された年度の納税をしていただくために、執行部として期限内に納入されない納税者に対してどのような対応をしておられるのかお伺いします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長（矢野美由紀君） 滞納繰越し分の滞納がある納税者及び現年度分の納期限を過ぎても納付をされない納税者に対しましては、督促状、催告書を発送して納付を促しております。また、電話催告や場合によっては訪問徴収も行っておりますが、税金は自主納付が原則とされているため、納税者が自主的に納付をしていただくよう呼びかけております。本市においては、コンビニ納付やクレジット、口座振替等の収納チャンネルが多様にあります。そちらを利用していただくよう推進をしております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） いろいろ対応されているということは理解をさせていただきますが、差押えが行政として執行されるというふうに思っておりますが、平成30年度以降、毎年度、何件の差押えを行い、効果はどうであったかをお伺いいたします。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野部長。

〔市民部長 矢野美由紀君 登壇〕

○市民部長（矢野美由紀君） 差押えの件数等でございますけれども、平成30年度における差押え件数は1,382件、令和元年度においては1,289件、令和2年度においては577件となっております。令和2年度においては、コロナ禍の影響で差押えを控えた徴収対策を実施したため、件数が激減をしております。差押え金額については、差押え限度額を計算し、過度の差押えにならないよう配慮しながら行っております。催告等に応じられない納税者の方に対しましては、担税能力のある場合は、税の公平性の観点から適正な手続として差押えを実施しておりますけれども、担税能力のない場合は、そういった方の場合は、分納や徴収猶予等の納税相談を受けながら納税者に寄り添った対応をさせていただいております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 差押えについても、やはり市民の方に寄り添った形で対応していただきたいというふうに思っております。

さて、職員の皆さんが徴収努力をされても収入未済額があり、滞納繰越し分として予算計上され、決算状況で収納状況が分かるところであります。令和2年度決算の市税の滞納繰越しの状況を見てみると、調定額は1億2,405万円、収入済額は1,764万円、収入未済額が8,590万円で、滞納繰越し分であるがゆえに、納めていただくことは難しいということが見えてくるわけでございます。そこで気になるのが不納欠損額でございます。平成30年度は1,831万円、令和元年度が1,652万円、令和2年度が2,050万円、3年間で5,534万円にも上ります。不納欠損額として判断されるのは、どのような場合に行っているのかお伺いいたします。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野部長。

〔市民部長 矢野美由紀君 登壇〕

○市民部長（矢野美由紀君） 不納欠損につきましては、預貯金、生命保険など財産調査を行わせていただきまして、納税者の資力について調査をし、担税能力がないと判断した場合には、そういった納税者の方につきましては強制執行停止処分といたします。その後、3年経過した後に不納欠損として処分をしております。その他としまして、法定納期限の翌日から起算をして5年を経過した債権につきましては、時効消滅として不納欠損処分をしております。また、相続人の不存や相続人全員の方の相続放棄、法人の倒産、外国人の方が国外に転出し帰国の見込みがないときなどは即時消滅として不納欠損処分をしております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） いろいろな事情があって不納欠損額というふうに思いますけども、過去5年間の市税と国民健康保険税の状況を見てみると、5年間で2億3,240万円になります。1年間の不納欠損額が、平成28年度の7,755万円は多額であります。5年間ともなると2億円を超すということでございまして、大き過ぎると言わざるを得ません。担当課で不納欠損と判断した場合、その最終決断を行うのはどなたが行うかということではありますが、部長なのか、あるいは市長なのか、どうなっているのかお伺いいたします。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野部長。

〔市民部長 矢野美由紀君 登壇〕

○市民部長（矢野美由紀君） 不納欠損処分に当たっては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、各債権担当課で事務処理を行い、その後、収納課で毎年度2月に各債権担当課への不納欠損ヒアリングを行い、公平かつ適正に処理をされているかを確認しております。その後、慎重に協議を重ね、不納欠損額の最終確認を行い、最終判断、決裁は市長が行っております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 市長という答弁でございます。いろんな面で、税の調定から徴収業務の過程、なぜ不納欠損するのか、しっかりと報告を受けて判断を頂きたいというふうに思っております。

市税における不納欠損額に至る過程は理解いたしました。私は市民の方から、市税を滞納して行政に抵抗したいのだというお話を聞かせていただきました。それは妻の介護保険認定に関わっての行政への不満、河川改修で、災害で、圃場への影響に対して行政に相談したときの対応に対しての不満から発せられた言葉でありました。市に納めていただく市税等の納付に関わ

って、収納課が幾ら努力しても、他の行政事務において、たとえ正当な理由をもって市民の期待に沿えない場合でも、市民に寄り添った対応がなされないと税金を納めたくないという気持ちになられたのだというふうに察しております。執行部におかれては、市民の皆さんに年度内に納めていただく努力はもちろんのこと、日常の行政事務にあっても、行政の事情だけでなく市民の方に納得のいく対応を求めるものであります。

さて、市税以外で市民の皆さんから納めていただく水道使用料や負担金、分担金などがあります。水道事業会計などの公営企業は3月末の決算であり、年度ごとの水道使用料や下水道使用料の調定金額と収入状況は確認できません。水道局の帳簿、書類上では、調定ごとに納付の確認を行い、事務処理を執行されていると考えます。水道事業会計、下水道事業会計の令和元年度と令和2年度の年度ごとの調定額、収入済額、収入未済額、併せて不納欠損額をお伺いいたします。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤水道局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) まず初めに、水道事業会計に係る使用料の収入状況について、現年度分と滞納繰越し分を合わせた額で申し上げます。令和元年度の調定額は11億5,223万8,055円、収入額は10億4,264万2,071円で、不納欠損額は124万8,773円となっています。また、収入未済額は1億834万7,211円です。収納率でいきますと90.6%です。なお、一般会計と同様に、出納整理期間を考慮した場合ですが、98.0%となります。また、令和2年度の調定額は11億5,816万9,229円、収入額は10億4,431万5円で、不納欠損額は687万8,026円となっており、収入未済額は1億698万1,198円です。収納率でいきますと90.7%です。これも同様に考慮した場合、98.5%となります。

次に、下水道事業会計に係る使用料の収入状況ですけれども、水道事業会計同様に、現年度分と滞納繰越し分を合わせた額で申し上げます。令和元年度の調定額は6億3,187万708円、収入額は5億3,495万8,110円で、不納欠損額は86万1,953円となっており、収入未済額は9,605万645円です。収納率でいきますと84.8%です。これも同様に、出納整理期間を考慮した場合ですが、98.8%となります。また、令和2年度の調定額は6億3,783万9,305円、収入額は5億3,953万2,709円で、不納欠損額は30万4,206円となっており、収入未済額は9,800万2,390円です。収納率は84.6%で、これも同様に考慮した場合、99.0%となっております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 予想したよりも収納率がよかったというふうな思いを持っておりますが、水道局としても水を供給しなくてはならないということがあろうと思いますが、止めるというのは非常に難しいと思いますけれども、徴収というのは非常に難しいと思います。どのように滞納者に納付を促しているのか、お伺いいたします。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) まず水道料金につきましては、納期限経過後おおむね15日以内に督促状を送付します。その督促状に記載の納期限までに納付がされない場合、これにつきましては催告状を送付しております。さらに催告状に記載の納期限までに納付がされない場合、これにつきましては停水予告通知を送付しております。それでも納付に応じていただけない場合、これにつきましては停水を執行するという流れになります。主には書面による対応となりますが、電話による納付催告を行うこともあります。

次に、下水道使用料につきましては、納期限経過後20日以内に督促状を送付します。その督促状に記載の納期限までに納付がされない場合、これにつきましては滞納処分、または法的措置を検討します。水道料金と同様に、主には書面による対応となりますが、電話による納付催告を行うこともあります。

市税と異なる部分についてということですが、市税が公債権であるのに対して水道料金は市債権、いわゆる契約などの当事者間の合意に基づき発生する債権であるため、市税のような滞納処分を行うことができず、財産の差押えなど強制執行するような対応はできません。しかしながら、滞納額が多額である場合は、裁判所を通して財産開示、差押えなどの法的措置を行います。

一方、下水道使用料ですが、市税と同じように公債権に該当し、公共下水道に係る使用料につきましては強制徴収公債権となることから、市税と同様の滞納処分を行うことができます。しかし、農業集落排水及び特定地域生活排水処理に係る使用料につきましては、非強制徴収公債権に該当することから、水道料金と同様に自力執行はできないということになります。この場合は、裁判所を通して財産開示、差押えなどの法的措置を取る必要があります。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 疑問が生まれました。三次市の場合は、集落排水も下水も一緒にして下水道事業会計にしておりますが、やはり制度上は、下水道と集落排水と分かれた法的な措置ということになるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 下水道使用料につきましては、公共下水道と、一方、農業集落排水及び特定地域。違いは、公共下水道は下水道法によるということが大きくありまして、農業集落排水及び特定地域、特排といいますけども、これについては法の適用がないという中で、同じ公債権でありながら、先ほど言いましたように強制徴収と非強制徴収との違いになることか

ら対応も違ってくるということになります。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 分かりました。同じ会計でも対応が違うということでもありますね。

今まで市税や水道料について質問させていただきましたが、調べていくと負担金、分担金、そして使用料にも収入済額があります。そこで新年度予算を見てみると、それぞれの歳入費目に滞納繰越し分として計上されておりますが、決算前の予算編成であり、収入済額とは金額は異なっております。それは当然でございますが、実際の事務処理はどのようにされているのでありましょか。収入済額を調定額として処理されているのか、納付していただいた金額を調定額とされているのか、どのようにされているのかお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 負担金及び分担金等でございますけれども、こうした事務の流れでございます。まず負担金等の額が確定される。これを受けまして、その確定した金額を調定額として調定させていただいております。それとともに、負担金等の負担義務者の方に対して納入通知書を送付いたします。調定した年度に納付がなかった場合には、この当該年度につきましては収入未済額、いわゆる入ってこなかった額となりますけれども、その収入未済額は翌年度、過年度分として再度調定を行うこととなります。つまりその年の調定額の合計というのは、その年に負担金等で調定した額、プラス前年度の滞納になった額、収入未済額、これが合わせて調定額として上がってくるということになるものでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 今まで市税等の財源となり得る、全てではありませんが、予算書に計上されている歳入予算について質問をさせていただきました。行政には、当初予算に計上しなくても、三次市が債権者となって市民の方から納めていただかなくてはならない債権があると思っておりますが、そのような場合、債権はいつ歳入として調定され納入されるのか、お伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 負担金等以外にその他の債権というようなものが何らかの事情で生じた場合でございますけれども、こうした場合、先ほど申し上げました、いわゆる市として納入者の方に納入通知書を送付する歳入、これについては同じでございます、同様に納入通知書

等を送付し、債権の額が確定した、この時点で調定をさせていただいておりますので、その点につきましては、先ほど御答弁いたしました負担金等と全く同様の手続となるものでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 予想した答弁でございましたので困っておりますけれども、今まで三次市に納めていただく税金等について質問させていただきました。それは歳入歳出予算が厳しくなっている現状の中で、少しでも市として事業実施する財源、収入が増えればという思いと、真面目に税金を納めておられる市民の皆さんに対しても、滞納者の方から納めていただくことが公平公正な行政となるからであります。市税の滞納処分や繰越し分や、市税以外で年度内に納めていただけなかった使用料や分担金については、担当課や市民部収納課が徴収事務担当をされております。年度内に数回にわたり、徴収期間を定めて全職員が滞納されている家庭を訪問して徴収したり、滞納されている方の事情を聞いたりすることが私は必要だというふうに考えております。

以前、専決処分の報告において、市営住宅の滞納家賃の支払いを求めた訴えの提起について報告されたとき、滞納されてから訴えの提起までの行政の対応について質問をさせていただきましたが、文書のみで訪問されていないと答弁がありました。私は市民への対応として不満を覚えた記憶があります。滞納者の方を訪問して、どうすれば納めていただけるのか、市民に寄り添い事情を聞かせていただき、一緒に考えることも必要と考えております。市民の皆さんの実情を現場で感じ、行政事務を推進することが大切だというふうに考えております。全職員が一斉行動することは、徴収事務を担当しない職員が一斉行動を行うことにより、市民の皆さんから納めていただく徴収業務を行うことにより、税金の大切さ、徴収することの大変さを体験し、自分の担当する業務に生かされるというふうに考えるからであります。執行部として、一斉行動についての所見をお伺いいたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 市町村合併の前後数年間において、全職員での一斉行動による徴収業務を実施した経緯がございますが、専門知識の不足する職員での対応などの弊害もありました。現在は全職員での一斉行動は行っておりませんが、8月、10月、12月の年間3回の各債権担当課及び各支所による電話での催告を中心とした債権確保行動を実施しているところです。従来の行動を検証する中で、総合的に勘案してより効果的な現在の取組にしているところであり、全職員での一斉行動による徴収業務については考えておりません。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） 今、市民部長が答弁しましたけども、そのとおり、合併前から合併後しばらくの間、議員も御存じのとおり、全職員によって訪問徴収行動を行っておりました。これは御指摘のとおり、職員が税に対する意識の醸成、あるいは市民への説明、あるいは折衝能力を高めるというようなそういう研修の機会でもあるというふうに捉えており、一定の意義があったものと私も感じております。ただ、当時の徴収率、先ほどから市民部長が答えておりますが、平成16年の現年と過年の合わせた徴収率を念のため申し添えますと、平成16年度は92%です。今は98、99とかいう辺りまでいっています。平成17年度は91.6%。こういう状況を、滞納されてない真面目に納付されている方に対して、それは不公平ではないかということは厳しく指摘されるときでもございました。もちろん財源の確保という点も、大変重要な点であります。そういうことを含めて、18年度以降、訪問徴収を行わず分納誓約もあんまり取らない。少額分納を取ってかえって滞納額が増えるというようなケースもございました。

それから、法的措置を徹底する。これはなぜかということ、国税徴収法がもちろん御存じのとおり地方税のほうにも適用されておりますが、督促状を發布してから10日以内には差押えを実施しなければならないとされております。したがって、そういう法的措置というのは必ずついて回ると。やらねばならないことをこれまでどうだったのかということのを反省させてもらった中で、そういう方向を出させてもらったという中身であります。さらに、銀行に行く時間がない、郵便局に行く時間がないという方のためには、ではどうするかと。納付機会をしっかりと設けないといけないのではないかとということで、当時からコンビニ収納を始めたわけであります。そのようなことをしながら、期限内に自主納付されている方との公平性を期すためには、職員が家を訪問しながら徴収するというようなことはもう考えていないというのが現状であります。また、昨今、コロナの感染でありますとか、行政職員を名のり自宅を訪問して現金等をだまし取ろうとする事件も発生しておるようなときでございますので、重ねて、訪問というものは実施することは考えていない状況でございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） よく分かりましたが、滞納されている方に事情を聞くということにより、なぜ滞納されたのか、本当に生活が苦しい状態なのか、あるいは単純に滞納されているのか、欲しいものを先に購入されて公共料金を後回しにされているのか、滞納されている方の状況が見えてくることもありますし、先ほども申しましたが、行政に不満があり滞納という手段を選ばれる場合もあるわけでございます。家庭を訪問し、事情を聞き、滞納者に寄り添うことは、信頼される行政につながるというふうに私は思っています。私は古い人間かもしれませんが、私の経験から申し上げますと、国保や福祉関係の業務を担当しているときには、あるいは保育料の徴収や地域に出かけて出張徴収というのがございましたが、そういうときには計算上、1円に気を配って業務をしておりました。土木係に配属となると、工事等で大きな金額を扱う

こととなり、気持ちが大きくなってしまってふだんの生活にも表れてきたということがありました。そうしたときに一斉行動で住民の生活実態を把握することにより、税金を納めていただく難しさ、そういうことを感じ、税務担当が苦勞して財源を集めていただくことを感じ、1円を大切にされた業務執行の心構えと意識改革をしていかななくてはならないというふうに考えたところであります。一斉行動というのは現在では難しいということですが、少なくとも債権担当者の中ではやはり家庭訪問をし、その事情を聞いていただきたいというふうに思うわけでもございます。

次に、市税以外の滞納額と徴収額を併せて、三次市の債権については、行政書類として滞納状況が分かり、徴収された後に調定され、適正に事務処理をされていることがうかがえますが、それだけでは議員として滞納処理のチェックが難しいところでもあります。私たちがチェックでなく確認できるのは、三次市債権管理条例第20条第1項の規定により債権等を放棄した後に、同条第2項で規定する、市長は、前項の規定により私債権等の放棄したときは、これを議会に報告しなければならないとされており、議会に報告後に債権の名称、人数、放棄した債権が確認できるわけでございます。税金以外でございますが、実際、令和2年8月7日付で三次市債権管理条例第20条第1項の規定により、1号から6号の中から1号、2号、4号、6号の該当で95人、1,542万8,573円、議長に報告をされております。

しかし、債権等を放棄した後でなく、年度年度に財政における収入状況を確認したいというふうに考えております。税金の徴収額、収入額、収入未済額、不納欠損額を決算審査において把握したいところでございます。税金はできますけれども、他の分担金、負担金、使用料や三次市の債権等全てについて、決算時に書面として提出していただきたいというふうに考えますが、執行部の所見をお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 市税以外の債権についての調定額でありますとか収入済額、先ほどありましたように不納欠損額、こうしたものにつきましては、まず一般会計及び特別会計の費目でございますと、市税と同様に決算書のところに全ての数字を費目ごとに書かせていただいております。また、監査事務局のほうで作成していただいております審査意見書、こちらにおきましては、前年度との比較等などの分析もされておまして、いわゆる公営企業会計につきましても、それぞれの意見書にはなりますけれども、その中において同様の調定額から収入未済額、不納欠損額までを前年比較させていただいたものをお示しさせていただいております。また、当然、それ以上の個別の内容、案件等につきましては、予算決算常任委員会のほうできちんとした御説明をさせていただければというふうに考えるものでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 決算上に出てこない債権というのは、出てこないわけでございますか。

例えばいろんな何らかの事由によって債権が生じたということでありますけども、それが議会の中で審議されても、その後は忘れてしまうということがあってはならないというふうには私は考えております。その都度、この件についてはどのようなようになったかというのが明記されなくてはならないというふうに思っておるんですが、そういうのは全て決算書、あるいは監査報告書に載っているのか、その点についてもう一度お伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 何らかの事情によって、一般的でないと申し上げるのが適当かどうかはありますけれども、例えば市税、負担金以外に雑入の中に生じることもあることもございます。例えばそうした場合には、その雑入の欄に、調定を起こさせていただいたもの、先ほど申し上げましたけど、一旦、市の債権となったものにつきましては当然に調定をさせていただいておりますので、一度調定をさせていただきますと、必ず翌年度、翌々年度であろうとも不納欠損をさせていただくか、もしくは収納させていただく以外につきましては、きちんとその金額を調定額として計上し、また収入未済額として残すということになってございますので、その点におきましては、一度載せたものがいつの間にか消えてなくなると、そのようなことは決してございません。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) ありがとうございます。私のほうでしっかりと確認をさせていただければというふうに思っております。ぜひとも1年間の担当する事務事業担当部局を総括するためには、収入状況というのを見直していただきたいというふうに思っております。

さて、議員活動をする中で、職員の方に接することが多くあります。職員の方々は真面目に業務を執行されておりますが、何となくみなぎる力というものを感しないのであります。真面目に与えられた業務を執行されている、そのようにしか見えないのであります。コロナ禍でそのように見えるのかもしれませんが、見方を変えると、上意下達により上司に意見をあまり言えない状況なのか、提案しても上層部に届くシステムがないのか、あるいは職員が少なく業務に追われ、忙しく余裕がないのか、そんなことまで考えてしまいます。実際のところ、三次市として職員の政策的な企画を募集し、採用されたことがあるのでしょうか。あるならば、昨年度から現在まで何件の提案があり、提言があり、その政策はどのような政策が挙げられたのか、あるいはなかったのか、どういう状況なのかをお伺いいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 職員の政策的な企画提案を全庁的に募集するなどというような仕組みは現在ございませんけれども、日々業務を進めていく中で、例えば実施計画への新規事業の計上でございますとか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2年活用させていただいておりますけれども、こうした事業につきましては、まさに現場で担当する職員が、対象者、もしくは状況を聞き取りなどする中で企画立案したものでございまして、そうしたところには意見、アイデア、こうしたものが生かされておるといふふうに感じておるところでございます。また、そのほかの例でございますけれども、今回の経済対策では、コロナの関係で、柱の1つとしてエネルギー分野というのが実は位置づけられてございますけれども、こうしたことを受けまして、今回、補正予算をお願いしておりますけれども、再生可能エネルギー、省エネルギーの設備等の導入支援事業というようなものを考えております。これらのような今回の補正予算に計上したような事業についても、同様に職員が企画立案し、そして政策にまで仕上げていった、そうしたものであるといふふうに考えておるものでございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） 生かされていると、職員の意見がよく上層部に浸透しているといふふうにも見えるわけでございます。ICT分野では、副市長を中心に若手職員の方で活動されているということは以前にもお聞きいたしました。こういう景気が落ち込んでいる、そういうときこそ、三次市には優秀な職員が多くおられるといふふうに思っておりますが、職員から企画を募集して、その中からプレゼンテーションを行って数点をピックアップして、プロジェクトチームをつくり、調査研究を重ねて政策に結びつけるということが必要だと私は考えています。今までの事業をそのままきちんとやっていくのではなくして、新たなもの、政策として三次市の景気アップをどうすればいいのか。あるいは事務改善でもよろしゅうございますが、そういうものをやっていきたい。3点ぐらいは、1年、2年かけて政策に結びつけていただければといふふうな思いがするわけでございます。そうした職員の企画が、事務事業の改善でも新たな政策でも行政の中で生かされてくれば、職員の仕事に対する意欲というものが高まるのではないだろうかといふふうに思っています。その事業、その事業で、そこで出された事業というよりも、全体的に市としてこういうことをやっていくんですよと、そのことによって事業ができたんだということになれば非常によいといふふうに私は思っておりますが、そのような調査研究を重ねて政策に結びつけるという、そういうことを実行していただきたいといふふうに思いますけれども、執行部としてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 職員が主体的に仕事に取り組むといったような御提案を頂きました。今後

においても、時としてトップダウンの政策というのは大事なときもありますし、そして日頃はやはり職員が自ら考え、どういった政策が必要なのか、将来の見通しも踏まえて様々な政策提言をしていく、それが現実としていろんな仕事に結びついていくということは、職員の日頃の仕事をやる上での意識の向上につながるものというふうに私も思っております。今年度から来年度にかけて、次の総合計画の策定過程において、そういった手法を取り入れながら、様々な施策を生み出す段階でぜひ若い職員に積極的に関わっていただき、議論ができればというふうに考えておるところでございます。また、日頃から若手職員を始め、職員が意見を言いやすい職場環境も大切なことでもありますし、引き続き職員のやる気を引き出して、チャレンジしやすい環境、組織風土となるよう引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほどDXの取組について少し御紹介がありましたけれども、やはりこのDXやテクノロジーを活用して市民の皆さんの利便性を向上させていく、豊かにしていくという取組を今、副市長が中心になって推進しておりますけれども、この1つの取組として挙げさせていただくのが、ジモティーと連携した除草作業におけるマッチングの実証実験であるとか、あるいは来月7月から開始するLINEを活用した住民票のオンライン申請サービスということについては、若手職員を中心にしたワーキンググループの提案から実現したものでありまして、先日、メディアでも取り上げられ、反響も頂いているところであります。特にジモティーとの実証実験につきましても、若手職員のグループがジモティーの社長と直接いろいろと協議をする中で、今回の実装に結びついたということでもありまして、一民間企業の社長自らが出てくる協議の場というのも職員にとっても非常に貴重な経験の場ではなかったかというふうに考えております。そういうことを積み重ねる中で、職員全体が三次市の元気づくりに関われるよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

[13番 横光春市君 登壇]

○13番(横光春市君) 年を重ねていきますと、なかなか頭が固くなってまいります。若い人の先を見越した、そういう考え方を十二分に取り入れていただきたいというふうな思いを持っています。今回の一般質問では、歳入予算の独自財源に焦点を当てて、年度内の収入未済額を少なくし、市の財源を少しでも増やしていただきたい。それは単に財源でなく、真面目に市税や使用料を納めていただいている多くの市民の方に示す行政の公平公正の姿であり、併せて、行政の事業執行にチェックする議員として、歳入についてもチェックすべきと、その思いに至ったからでもあります。

私が今回提案した、市税や使用料等の徴収における一斉行動については難しいという答弁でございましたが、また、やるべきではないという答弁であったというふうに思いますけれども、滞納されている方から納めていただくということは、大変な御苦労があるところであります。収納課の職員だから徴収業務は当たり前と言えるかもしれませんが、職員の意識改革という面

にも一遍は検討していただきたいというふうな思いを持っております。併せて、職員の事務事業執行に取り組む姿勢の高揚のためにも、職員の企画、行政施策に生かしていただきたい、特にまたそういうことを期待しておきたいと思っております。

執行部におかれましては、丁寧な答弁をありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時27分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

5月19日付、中國新聞朝刊22面、モデルナ製15万回分廃棄への記事で、県内23市町のうち三次市は廃棄ゼロとあり、未知のコロナウイルスとの闘いが始まった2年前から今日までを振り返りました。行政は次々発生する課題に試行錯誤を繰り返し、市民の不安に対応。ワクチン接種は早めの段取りで遅れることなく実施。啓発を繰り返し発信してこられました。私のところにも市民の皆さんから不安、多くの問合せがありました。質問内容に関して、必ず担当課で確認し、回答。そのときにフェイクニュースに惑わされることなく正確な情報を見分けるよう強くお伝えしました。未知のウイルスとの闘い、混乱は仕方のないことでありました。その中で、結果、ワクチン廃棄ゼロは、医師会との連携、接種人口の把握、ワクチン確保の読み、丁寧な啓発によるものと理解し、一定の評価に値すると考えます。今後も大切な命を守る一念でよろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。大きく4点、福祉、文化、障害者情報保障、まちづくりについて、行政の方針を確認し、市民の声を基に提案いたします。固定概念に縛られ、見えていない行政的な意識の間口が広がることを期待しています。心を開いて質問を聞いていただきますようお願いいたします。

緊迫した社会情勢の中、5月、確認と強化を目的に来日したバイデン大統領を岸田総理が岸田流おもてなしをされました。注目されたのが、裕子夫人の茶の湯でのおもてなしでした。自らお点前をして、バイデン大統領にお茶を振る舞われ、裕子夫人が選ばれた掛け軸、千里同風がバイデン大統領、岸田総理お二人の間にかけてあり、遠く離れていても心は通じ合っている

の意味は、今の日米関係を表しているメッセージと話題になりました。ファーストレディー裕子夫人の内助の功は、岸田首相を支え、夫婦二人三脚の外交によって日本の国益を高めたものと評価されています。ジェンダーフリー、それぞれが置かれた立場でできることをやることであり、私も昭和の人間で古いのかもしれませんが、裕子夫人が発揮された内助の功は、時代の変革の中であっても尊重されるものであると考えます。女性の社会進出が進んでいますが、女性であるがゆえに能力の評価を後回しにされ、仕事、家事、子育てを両立する中、想像以上に生きる上での障壁を感じる機会が女性に多い現実があります。女性特有の乳がん、子宮がんの罹患率が倍増している要因の1つとも言われています。

1つ目の大項目、がん患者医療用補正具購入支援事業についてを通告しておりましたが、昨日、同僚議員が質問され、丁寧な回答がありましたので、重複する質問は控えます。一言、女性特有の疾患は避けられないこと、精神的につらい思いをしていることを分かっていたら、思いやりを持って接していただきたい。そして、行政の支援は、県の方針、県の補助を待つだけでなく、市独自の施策も考えていただきたい。支援は不可欠と考えております。このことを付け加えて、大項目2の文化・芸術の振興についてに入ります。

新県美展出品支援について質問いたします。令和2年、3年とコロナ禍で中止となっていた第10回新県美展が今年度再開されました。広く県民から美術作品を公募し、優れた作品を展示することにより創作活動を奨励するとともに、鑑賞の機会を提供し、芸術文化の向上に資するの趣旨で、一般部門、絵画系、彫塑系、工芸系、書系、写真系、デザイン系、映像系、そしてジュニア部門、絵画、彫刻、工芸、工作、写真、デザインの種目で審査される広島県美術展から74回目を数える歴史のある美術展です。三次市からも例年多くの出品があり、毎年、各部門で大賞、優秀賞、奨励賞、入選に選ばれています。令和4年4月13日付でこれまで出品されていた方々に送られた案内が、令和4年度から三次市では出品作品の受付、搬送及び巡回展は行わないこととなりました。個別の案内は今回までとなり、以降は広島県担当課のホームページ等を御確認くださいとの内容でした。出品予定者は驚き、困惑されていました。どの種目の出品者も、新県美展を目標に日々研さんを積み、創作されていて、突然の受付中止に自身で対応できない方がっかりし、出品を諦められました。作りためた、書きためた数々の作品が、皆さんの目に触れる機会を失いました。庄原市が協力してくださったようですが、市民の意欲をそぐような決定は疑問に思いました。まず、受付、搬送、巡回展を中心にした理由をお尋ねします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 新県美展は、巡回展を実施する市町が作品の受付業務を行うこととされており、これまでの巡回展への入館者数は、平均的に250人から300人で推移をしてまいりましたが、減少傾向は明確で、令和元年度は182人まで減少をしています。このような現状を踏まえ、巡回展及び受付業務を行わない市町であっても広島県在住者であれば

出品できること、巡回展の開催期間が5日間を基本としていること、巡回展市町負担金のほか、応募作品の受付及び県立美術館への搬入、巡回展会場の展示、撤収及び返却といった事務的負担などを踏まえ、市民の皆様幅広く作品を御覧いただく機会として適当であるかといったことを総合的に検討して、中止の判断をしたところであります。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 巡回展の入場者数のこの数字ですが、美術鑑賞に関しまして一口に多い、少ないの判断ができるものではないと思います。それから私は毎年、広島県立美術館へ足を運びます。巡回展に実は行ったことがなかったんです。申し訳ない。でも、私の周りにはやはり高齢者であったり、車の運転、交通機関の長い旅が難しいということで、地元開催の巡回展をしっかりと楽しみにしていらっしゃる方もいらっしゃいます。それから負担金です。県が2分の1補助していらっしゃるようです。美術品等でありますと、作品に何かあってはいけないと本当に神経を使われると思います。でも、そういった事務的負担という部分は、行政の立場として市民サービスを考える上で、そこで判断するところだったのかと残念に思います。市民の文化、芸術をただの趣味と捉えていませんか。

文化庁のホームページに、「文化芸術は、最も広義の『文化』と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する」と文化芸術振興の意義が掲げてあります。文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産であるともあります。受付、搬送、返却まで本当に大変な業務であることは理解しております。コロナ禍、人々の心が沈み、日常生活で様々な困難を克服しようと市民が頑張っているこの時期に支援を打ち切るとは、文化芸術は何物にも代え難い心のよりどころとなる社会的財産との認識を本市は持っておられないのでしょうか。改めて御所見をお伺いいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) ただいま議員が申されましたように、そういった考えも含めて、三次市としての文化芸術の推進及び持続可能な公共サービス等を総合的に判断し、出品に当たり何かできることがあるかということは今後考えていきたいと思っております。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長（迫田隆範君） ただいま次長のほうからも御答弁させていただきましたけれども、今回、新県美展に関わって関係者の皆様に御心配、御迷惑をおかけいたしました。本市においても、議員におっしゃっていただきましたように、文化芸術の振興、これは人づくり、まちづくりにとって非常に重要な要素というふうに考えております。例えばこれまでも文化芸術の推進については積極的に取り組んできているところでもございます。けんみん文化祭への参加でありますとか、あるいは劇団四季三次公演の開催、小・中学校の児童生徒の芸術鑑賞事業の実施、また三次市の文化連盟やきりり倶楽部との協働事業、こういったことも市民ホール等で様々な事業へ支援をし、また文化芸術に関する各種シンポジウムも行ってきているところです。一方、また、真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業というのでも取り組んでおりますし、スポーツのみならず、これについては文化活動についても子供たちの活動を支援してきているところです。また、奥田元宋・小由女美術館を始めとして、各美術館の個性を生かした常設展、あるいは魅力的な企画展、ロビーコンサートなどのイベントを行いながら、一方では施設の改修などハード面での充実も併せて行ってきておりまして、市内の文化施設の積極的な活用や支援を進めてまいりました。本市においては、これからも必要な公共サービスを持続可能なものにして、さらに将来のまちづくりにつなげるという大きな視点に立ちながら、健全で安定的な財政運営の下で文化芸術の振興、あるいは交流ということを積極的に図りながら、この芸術文化活動の発信拠点となりますように努力をしてまいります。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

〔14番 鈴木深由希君 登壇〕

○14番（鈴木深由希君） 三次市が文化に対してしっかりと取り組んでいるのは存じ上げております。子供たちへの鑑賞会にしてもそうです。この新県美展がその文化活動の隅っこ、一角と捉えられたのかなと、ちょっとよがって感じました。今の教育長のたくさんの報告は本当にすばらしい、皆さんも知っています。でも、この市民の新県美展に対する取組というのは、本当に歴史があるんです。受賞該当者、今まで全く該当者がなかった映像部門で今回初の大賞に選ばれたのは、三次市の反田龍治さんです。彫塑系でも入選されています。今回も絵画系、写真系、書系で多数の方々が入賞されています。また、ジュニア部門では、工作大賞に伊藤勇人君、常連です。絵画系でも優秀賞でした。

県の担当者が、三次市からの出品者は大変レベルが高いですとおっしゃっています。先ほど入場者数等が本当に減少傾向にあると。県の担当者が、まず出品者の数、この2年のブランクで176件減ったそうです。これをまた盛り返して、県民の文化活動をしっかり応援していきたいと、これから取り組みますと県の担当者もおっしゃっていました。皆さんの日々の制作の思い、目標を持って作品に向かっていらっしゃる。生活の中での心の励み、よりどころとなっている方もおられます。ほとんどの皆さんが長年のライフワークとなっています。新県美展はただいま県立美術館で開催中ですが、三良坂平和美術館では県北アートシーン32nd、あーとあい・きさでは日本画協会作品展「それぞれの春夏秋冬」が開催されていて、ここにも力作が並

んでおります。高齢者もこの新県美展の出品者の中にいます。庄原へ持って行くことすらできない、断念した、1年かけて何枚も何枚も描きためた作品を封印されました。やはり行政が市民に向けて何をすべきかというところをもう一度お考えください。

鑑賞する立場から申しますと、作品から時々幸福感、心の静まり、生きる力を感じさせてもらいます。身近で鑑賞する機会があることはありがたいことです。文化芸術が人の心を育み、人の心を支えている大切なものであると訴えます。一隅の美術展と考えず、文化庁が掲げている文化芸術の意義を踏まえて、本市の文化芸術振興についてどうお考えでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 文化芸術の振興についてでありますけれども、先般、日曜日にみよし市民祭、芸能祭が行われたんですけれども、それは文化連盟三次市部の主催で行われました。3年ぶりの開催ということでありまして、25団体の皆さんがその日を本当に楽しみに、いろいろ練習したり準備をされたりしてこられたといったような話も伺ったところでもありますし、私もその市民祭、第49回ですけども、お邪魔させていただいて、その文化のすばらしさであるとか、この2年間、コロナによってなかなか文化芸術活動をしなくても披露する機会がなかったということについては、本当にいろんな制限のある中での生活というのが、文化芸術面でもいろいろと多面的にあったのかなということを感じさせていただきました。やはりこの文化の振興というのは、日常的に豊かな感性であるとか創造性を豊かにする、それによって日常生活や日常的な幸せに結びつく、まさに先ほど文化庁にあるようなホームページに載っていることを御紹介していただきましたけれども、本当に文化芸術というのは日常生活の中で密接にリンクしているというふうに感じておりますし、やはりこの2年間を振り返ると、文化活動、芸術活動が日常生活の中から触れる機会が極端に減ったというのは、本当に我々にとっても、そういった面ではネガティブになった部分もあったというふうに考えます。

今後においては、そういった文化活動を引き続き市としてもできる限りバックアップをしながら、先ほど巡回展というのを行わなかったということでもありますけれども、巡回展へ向けて出展をしようとしておられる皆さんへ、少しでも我々としてバックアップができるように、引き続き努力をしていきたいというふうに考えておりますし、今後におきましても、芸術文化の振興にもしっかりと取り組みながら、豊かな心の中で日常生活が送れるよう、我々としてもしっかりと振興してまいりたいというふうに考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 今年はもろもろの事情で中止になった。また再考していただけたらいいのではないかと思います。今日は多くの作家の方が、この質問、答弁に注目されております。

どうぞ、もう一度皆さんの思いを受け止めていただいて、しっかり再考していただくようお願いしまして、次の大項目3、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」成立を受けてに入ります。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、差別解消法施行以降、合理的配慮の浸透についてなかなか進んでいない部分もあり、これは全ての障害者に適した法令となっております。これまでの行政の取組について、振り返りの質問をさせていただきます。平成25年に制定され、3年間の準備期間を経て平成28年に施行されました障害者差別解消法、合理的配慮の取組についてお尋ねします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 行政の取組についてということでございます。3月議会で質問いただいた際の答弁で、障害のある方への合理的配慮につきましては、障害者計画策定時に行った市民アンケートや、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の差別解消支援部会で行われた市内事業者へのアンケートによる合理的配慮の認知度調査の結果、合理的配慮の認知度は3割程度であったことを答弁しております。その際も触れておりますが、合理的配慮の浸透に向けては、様々な媒体を活用し、繰り返し根気よく啓発していくことが重要であると認識しております。行政の取組といたしましては、執行方針による掲載であるとかケーブルテレビにおいての啓発を行うとともに、社会福祉協議会や障害者団体の協力を頂きながら出前講座の取組を進めてまいりました。今年度も、市広報やケーブルテレビなどの媒体、障害者団体の協力を頂きながら啓発に取り組んでまいります。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 啓発等に努力を重ねておられるとの答弁、これは繰り返し頂いております。しかしながら、具体的に見えてきていない。こうこうこうしていただきたいとお伝えすると、できることを行う、できる範囲でと条文にあると回答されます。逃げ道を使うのではなく、実行する努力、実行に移す方向での知恵を絞っていただきたい。見える形での合理的配慮、もっと具体的に行動に移していただきたいと訴え続けてきております。当事者の声を何度も何度も行政に伝えていきます。令和元年に全日本ろうあ連盟ほか関連団体が、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法の制定について各政党へ要望されました。本市では、令和2年12月10日に広島県難聴者・中途失聴者団体連合と三次難聴者・中途失聴者協会から、市長に条例制定について要望書が提出されました。私も令和3年3月定例会一般質問で、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法の条例制定について、要望書を受け取られたその後の方針をお尋ねしたところ、要望書を受理し、情報収集に努める。ネットでは自治体の取組の情報が得られなかった。国会のほうでは継続審査となっている。国の動向に注視する

との答弁でした。直接当事者の声を聞き、どう受け止められたのか。ほかの取組情報が得られなかったとそのままにするのではなく、なぜ本市独自の取組を検討されなかったのでしょうか。市長にお伺いいたします。当事者の声をどのように受け止められ、その声を施策にどう反映されましたか。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先ほど福祉保健部長が答弁したとおり、アンケート調査によりますと、合理的配慮の認知度というのは3割程度ということで、まだまだ社会的には認知されていないといったような状況であるという報告がありましたけれども、引き続き、そういった地域社会、企業に対しても合理的配慮の認知度を高めていけるような、そんな取組を継続的に行っていくということが重要だろうというふうに考えます。そういった意味では、三次市障害者支援ネットワーク連絡会議の差別解消支援部会には、商工会議所や三次広域商工会からも御参加いただいたりしておりますので、そういった連携強化をする中で、市内事業所への呼びかけを引き続きしっかりと行っていきたいというふうに考えております。一人一人に合理的配慮というのが浸透するよう、重ねて努力をしてまいりたいと考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) ただいま差別解消部会等のことも出ました。3月定例会で私は、各協議会の在り方について見直すべきであると、運営について見直すべきであるという提案もさせていただいております。今、差別解消部会については触れませんが、啓発といいましても、実際に庁舎に来ての障害者に対する配慮ができてなかったりもするという部分をもう一度皆さんで検証してみてください。お願いします。

今回施行の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、当事者が情報を受け取るだけでなく、発信する際も自身がその手段を選択できることや、誰もが同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることが基本理念に唱えられています。社会が考える障害者の状況に合わせた情報の提供だけでなく、情報取得や利用の手段においても障害者当事者の望む形を保障することが必要であり、これらが担保されて初めてアクセシビリティ・コミュニケーションという人権が行使できるのだと改めて明記されています。

また、国や地方公共団体の責務にとどまらず、事業者の責務、国民の責務、国、地方公共団体、事業者等の相互の連携協力や当事者等の意見の尊重も明示されたことで、アクセシビリティ保障やバリアフリー対応は、障害当事者の努力や歩み寄りではなく、社会にその対応責任があることをはっきりと示してあります。新たに設けられた第10条、法制上・財政上の措置等を根拠に、全ての障害者に対する情報アクセス権の保障を前進させて、各種政策やあらゆる場面での合理的配慮に結びつくよう、真の社会参加と平等となる施策を求めるものであります。本

市の今後の方針をお伺いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 市としての今後どのような施策を行うかというところでございます。市ではこれまで社会福祉協議会への手話奉仕員や、要約筆記の養成の委託や、派遣事業による情報入手の手段の確保や、広報みよしの朗読を始め、市が発信する情報をどなたにも伝えることができるような方策を実施してまいりました。また、日本郵便株式会社と協力し、スマートスピーカーによる高齢者の見守りの実証実験等、デジタル化に伴い、取り組める方策の研究を進めるなど、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、現在の技術で解決できる諸課題について研究をしている状況でございます。

また、この法律では、市は障害をお持ちの方、障害をお持ちでない方の両者に資することを認識いたしまして施策を行うことや、施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、議員がおっしゃられましたように、国、地方公共団体、事業者、その他関係者が相互に連携協力に努めることとされています。また、情報伝達や意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者等の意見を尊重するように努めることというふうにもされております。市といたしましては、この法律の実現に向けて、様々な情報発信方法について御意見を伺いながら、実施、改善に努めていきたいというふうに考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 法律ができたばかりです。しっかりこれから検討して、前進していただきたいと思っております。聾啞者の情報保障は手話です。盲聾者は触手話、難聴者、中途失聴者は要約筆記、弱視の方などは拡大文字、拡大鏡が使われたりします。盲者は点字、音声変換等の機器を使われる方もあります。生きる上でなくてはならないものであること、どの言語も尊重されるべきで、いろいろな言語があることを当事者だけでなく学んで、お互い助け合える共生社会の構築が求められています。本日も中途失聴者の情報保障で、要約筆記サークルうかひの要約筆記者が通訳されていますが、傍聴席にいる方だけへの通訳となっております。テレビで視聴を希望する聴覚障害者も、皆さんと同じように平等に情報保障するには、この議会中継に字幕がつくことも必要であると考えます。このことは法律で義務化されました。これまでのように足踏みでなく、市民と一緒に前を向いた現実的な施策が行われますよう、市長のリーダーシップ、行政の積極的な取組を要望します。アクセシビリティ保障やバリアフリー対応は、障害者当事者の努力や歩み寄りではなく、社会にその対応責任がある。この言葉が共通認識となりますよう、皆さんにお願いして次の項目に入ります。

項目4、地方自治、まちづくりにおける行政と市民の関係について。本市のめざすまちづくりについて、多様化するニーズをどのように受け止めておられるかお伺いいたします。人口減

少、本市も5万人を切りました。住民の活力の減退と若者の流出に歯止めをかけるには、地域一人一人の知恵と実践が不可欠であると、早稲田大学大学院教授の片山善博氏が、中国新聞オピニオン「今を読む」で語っておられます。本市に自治組織が生まれて17年になります。地域ごとに昔から培われてきたコミュニティがあったところへの組織化、当時設立の役員になった方々は、地域住民に理解されがたく抵抗が強かったと。目的は、理念は、誰のために。当時、熱意を持って地域づくりに奔走されたことに敬意を表します。

さて、今、縦割り行政と住民の意識はばらばらになっていて、行政と地域住民の関係性が乖離しているのではないかと当初関わった方々が憂いておられます。地域によって様々な事情、課題があります。全て同じではないんですけど、どこも参加される理事の方とかは高齢化で、なかなか人が集まらないといった悩みを抱えておられます。コロナ禍において不安定な世界情勢、物価上昇等によって住民の不安が増大する今日、多様化するニーズ、住民の当事者意識の希薄化を行政はどう受け止めておられますか、御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 本市では、まち・ゆめ基本条例を基本としたまちづくりを行っており、市民や住民自治組織等がまちづくりの主体であると考えています。近年、大きく変化する社会情勢の中で、多様化する市民ニーズや地域が抱える課題への対応が求められています。このような状況の中、市としては、地域の課題を解決するために取り組む住民自治組織などが自ら活動できるよう、人的または財政的な支援等を行っていくことが必要であると考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) まち・ゆめ基本条例も、何度か見直されながら工夫されてきておりますが、行政が住民自治組織に対する目的、役割を混同してしまい、根拠が曖昧になって不合理的な仕組みになっているのではないかと。住民自治組織が、市民が主体で何をするとするか、市民が分かっていない。行政指導が恣意的になっていると、市民からの指摘があります。配布ありきの補助金行政、形骸化審査で画一化して交付して、あるべき姿、正常化の道を阻害していませんか。また、安易な交付金の配布は、住民の不和、分断の種になっていませんかと、住民自治組織と行政の関係性を危惧した御意見も届いています。機能不全に陥っているのではないかと。この要因をどう分析されますか、御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 住民自治組織への行政の関わりについて申し上げたいと思いま

す。各住民自治組織では、地域まちづくりビジョンが策定され、ビジョンの実現や地域の課題解決に向けて各地域で主体的に進められています。本市では、地域振興部及び各支所内にまちづくりサポートセンターを設置し、職員がサポーターとして各住民自治組織を訪問する中で、ニーズの把握を行いながら、必要に応じて関係部署と連携をし、ビジョン実現に向けた支援を行い、住民自治組織とともに協働のまちづくりを推進しています。また、地域課題の解決に取り組んでいくため、平成30年度からは一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所に業務を委託し、各地域の現状把握と分析を行ってきました。そして、その調査結果を基に、各地域に対して参考事例を踏まえたアドバイスを行い、地域の強みを生かした取組につなげるなど、各住民自治組織と連携した取組を進めています。

補助金等につきましても、本市では自治活動を支援するために自治活動支援交付金、また地域資源活用支援事業補助金等を交付して、財政的な支援も行っているところです。交付金や補助金の使途につきましては、交付基準等をお示しする中でしっかり説明し、各住民自治組織において基準等に基づき活用して、活動されていると認識をしております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 行政の役割と地域との乖離と先ほど申しましたが、なかなか届いてないもどかしさも感じておられるのかと思います。市民のモチベーションを上げるには、皆さんが自分たちが地域まちづくりに参加している、貢献しているとの実感がどうしたら持てるか。行政としても横串を刺せる、縦割り行政の脱却をめざして、新しい行政の姿を構築していただけたらと考えております。

福岡市長にお尋ねします。市長はコラム、挨拶、所信表明などで、つながりと笑顔という言葉をよく使われます。市民はその言葉に共感しています。市長がめざしているまちづくりとは、御所見をお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 3月定例会におきまして、施政方針演説の中でも申し上げさせていただきましたが、私がめざすまちづくりについては、元気で笑顔あふれるふるさと三次のまちづくりに、先頭に立ち、力強くチャレンジしていきたいというふうに述べさせていただきました。基本的には市政推進のための7つの重点項目、第2次総合計画のまちづくりの取組の柱を中心に、本市のまちづくりに取り組んでいます。これからのまちづくりは、つながり、あるいはつなぐことが重要であります。「田園都市×デジタル～つながるみよし」という標語もありますけれども、こういったことにも取り組みながら、物事を単体で見るのではなく、人や地域、組織、分野、事業、いろいろなものをつなげることで、一度に複数の成果を得ることが可能になってまいります。人のつながりは、関係・交流人口の拡大につながり、関わる人が増えること

で地域は活性化してまいります。こうした流れをつくることで、地域が元気で笑顔あふれることになることを引き続きめざしてまいりたいというふうに考えております。

(14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 鈴木議員。

[14番 鈴木深由希君 登壇]

○14番(鈴木深由希君) 7つの柱を軸として、一人一人がつながり合い、大きな力となる。それをめざしておられる市長の今後のまちづくりに期待します。

私の質問の4項目は異なるテーマでしたが、全て本筋は共通しています。一人一人が認め合い、思いやり、他のために喜びを感じる、人の心が宿る営み。どの項目も全て心を問い、心に訴えました。市長のおっしゃるつながりと笑顔、これを求めて、不正義に対して声を上げる勇気を持ち、生きること、命を守ることは、目に見える形、数字で測ることはできません。心の腐敗は、地域の衰退を招きます。規範意識を持ち、心で市民がつながり合い、住民主体で楽しく笑顔で暮らせるまちづくりを一緒にめざしていくことをお約束して、私の一般質問を終わります。清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時30分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長(藤井憲一郎君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 皆さん、こんにちは。多くの傍聴者の皆様、ありがとうございます。藤井副議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を進めてまいりたいと思います。

本日は、市内の公立高校の在り方と三次市のスポーツ振興と、大きな2点につきまして質問を進めてまいりたいと思います。

まず毎年テーマとして取り上げております中高一貫校、本日はその効果の検証ということを経んか論議したいと思いますが、私の手元に2017年の三次市広報で、中高一貫校の設置が決定したときの記事がございます。この中において、経過の中で、経済界を含めたオール三次体制で要望してまいったということ、そして一貫校設置による効果として大きく3つ挙げられています。1つは、これまで市外の学校へ進学していた、そういった生徒たちが、市外へ出て進学していたということが、夢の目標達成のためにめざした子供たちが、今度からは地元でそれが可能になる。要は一定の進学実績を高めていくということで、市外、私立高校なんかへ出てきた子供たちが戻ってくるということ、これが1。2つ目、県立中学生と市立の中学生との中学

生同士が交流し、また先生同士も交流することで、お互い切磋琢磨して教育が充実していく、2点目。3つ目が、近隣からの入学希望者もどんどん人気が高くなって増えていくことで、企業誘致などへの波及効果もある。この3つが挙げられています。

そして結びに、引き続き官民一体となったオール三次で、特色のある三次教育を創造していくと結ばれています。一貫校3年目を終え、初めて高校へ県立中学校からいわゆるエスカレーターで入学している子供たちが、今年1年生になったと。私は昨年、これまで3年間、残念ながら三次高校は30人から40人の定員空きが生じていた。さらに県立中学校から本当に80人みんな高校へ進学するかどうか不安だった。多くがまた市外へ出ていくのではないかと課題提起を行いました、その入試が終わった結果、モニター資料をお願いします。進路状況ということでまとめておりますが、細かくは言いませんけど、黄色いところを見ていただきたい。22年、一番右の黄色ですけど、これが三次市内の卒業生が386人、右に県立三次中、米印で60とつけております。要は、三次市内の中学生の総数でいうと440人ぐらいになるわけです。60に米印をさらに振っているのは、県立三次中から三次高校へ2人ほどどこかほかの高校へ進まれました。これが私は三次市内の子なのか以外の子なのか分からないので、61人入学したので、真ん中の61を仮に取ったと。1人、2人ですから、数字的にはあんまり。そうやってみると見てください、214人が三次市内の3つの高校へ、386人のうちから進学したんです。

右を見ていただきたい。60人が三次高校へ進みましたから、80人のうちの20人ぐらいが市外から来ていたんですよ。60人おった三次の子たちが進学しましたから、三次市内からの今年、三次高校1年生はトータルは274人になるわけです。その60人を386の分母に加えますと、62%の子が進学したということになった。それまでは見てください、55、54、54%と。地元が伸びたんですよ。さらにその下を見ていただければ、市外公立、私立、国立と並びます。これは逆に市外へ出ていったということなんですが、あこへ庄原、安芸高田、世羅というところ、近隣町村、通えるというところへは22年は90人。これはその下の市外公立112人の内数です。そうすると、90人も含めて、446人の総三次出身中学生のうちの37%まで市外が減ったんですよ。狙われていた1つの方向なんだろうと思うんですけど。昨年、課題提起を行いました、さらに空き定員が増え、市外にもどんどん出ていくのではないかとというふうにしましたが、こういうふうに進学率の変化が見られた。これはこの1年かけて、教育委員会が様々な中高連携や進路指導等の取組を行われてきた結果ではないかと思うんですが、こういった結果を生み出した取組として、どのようなことがあったのかをまずお願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求め)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 今御紹介を頂きましたけれども、これまでは市内の市立の中学校から市内の高等学校へ進学をした生徒の割合というのは、過去5年間で見るとおおむね55%前後ということで推移をしております。令和3年度卒業生については、市立の中学校12校の卒業生と、そして県立三次中学校の第1期生、この全員を合わせて本市の中学校を卒業した生徒とい

うふうに考えますと、市内の高等学校への進学者の割合というのは62.6%ということになります。平成31年度に開校いたしました県立三次中学校の第1期生、これが本市でその中学校時代を3年間過ごしまして、そして引き続いて、また三次市内の高等学校において学ぶということに多くの生徒がなっているということについては、やはり当初の狙いとしておりました三次への愛着度が高まる、あるいは将来的にも、三次市、あるいはこの県北地域をしっかりと応援をする社会人に育ってくれるものというふうに期待もしておりますし、こういう面で考えますと、夢や目標の実現をめざす子供が地元で学んで、そして夢を実現することができるということを当初の目標にしております環境にはつながってきているものというふうに捉えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 状況をお聞きしたのではなくて、1クラス分ぐらい空いていた空き定員が埋まったわけですよ。そして県立三次中からの進学者もあるけど、地元からの進学も相まって、今まで55%前後が約七、八ポイントぐらい伸びた、この要因を聞いているんです。どのようにそれをお考えですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 細かく今のその要因といったものの分析は十分にできているものではないところもございます。ただ、これまでも中学校、あるいは小学校において進路指導、あるいはまた三次市の中で、地域としっかりつながった中で小中一貫教育を進めてきたこと、あるいは地元の中で、基本的にめざすものがあるのであれば、しっかりそこで学んでいくといったようなところを高校からも積極的な発信もしていただきながら、この三次の子供たちにそういった取組を学校でまた自分の力を伸ばすことができるといったようなところへ意識をつないできているということはあるかというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 進路指導、小中一貫教育の中での地域との結びつきの大切さ、高校も今、地域課題に果敢に取り組んでおられますよね。分かりました。このいい傾向がぜひさらに進化するというのをまず期待しつつ、2番目です。今があるから2番目なんです。

生徒の交流、それから教職員も交流して切磋琢磨するんだと。特に2019年の6月定例会のときに私は同趣旨の質問をして、どうやって交流しますかということに対して、そのときの教育長がこう答えていらっしゃる。県立中学校の先生方、三次市内の他の学校がどういう総合的な学習の時間をやっているかも含めて、地元の学習というのをやっていきたいということを聞いている。言われるとおりに、県立中も地元とどうつなぐかと。そういうのがあって、県立

中学から三次市内の教職員がつくっている三次市の教育研究協議会のほうへもぜひ参加をしたいということも求められておりますと。そこで、そういう方向に既に整っております。中学生同士、今度は子供同士の交流もしっかり計画的に進めたい。コロナというのもあったのかもしれませんが、生徒の交流、先生方の教育機関へ所属して、互いに研修していくという組織に入っていくということでしたが、これは今どうなっていますでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) コロナ禍のことがございましたので、コロナ禍の前ということでいいますと、令和元年度には、例えば教職員の交流ということでいいますと、県立三次中学校の校長が市内の定例校長会へ参加をしていただくといったようなことや、それから県立三次中学校の職員が、市立中学校の先ほど言っていただきました研究協議会、そういったところに参加をして一緒に指導方法などを学び合ったという実績がございます。ただ、この2年間、つまり令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症によってやはり直接的な交流といったような部分はほぼできなかったというのが実態でございます。しかし、そういう中でも、例えば県立三次中学校で小中連絡会というのが行われておりますけれども、そういったところには本市の市教職員が参加をして、授業参観を感染対策を整えながらやったというような例もございます。

一方、生徒同士の交流ということで申し上げますと、状況は一緒でございます、過去2年間、実際にはなかなか難しゅうございました。その中でも昨年度、例えば三次高校の生徒と市内の中学校の生徒が、十分感染対策を取った上で一緒に授業を受けるとか、あるいは部活動で合同練習とか練習試合というふうなものを少しずつ計画的に行うといったようなことがございます。したがって、組織的なそういった所属といったようなところは現在この2年間、十分にはできていないというようなことが実態でございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 組織的には十分な所属はできていないというのが最後のお言葉だっと思いますが、知り合いの中学校の先生もたくさんいらっしゃるんですけど、県立の先生はおつてと言ったら、いや、会ったことはないという人が大半、ほとんどなんですよ。漏れているのがあるかもしれない。さらに言えば、県立中が総合学習等で地元学習を進めたいという希望がある中で、県立中へ三次からの先生はごく少数ですよ。私の知っている限り2人です。みんなよそから来ている。ぜひ三次の誇るべき小中一貫教育を、地域をつないだ実践を学んでもらいたいという思いも強く持っています。今後の課題として、ぜひ生徒も先生方も組織的に研究できる場をつくっていただきたいと要望しまして、次なんですけど、3つ目、近隣町村から入学希望者がどんどん増えるということが企業誘致の波及効果も期待できると、こういうふう

述べられておりますが、では、これは期待できたのか、どうなのでしょう。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 広島県立三次中学校・高等学校が開校された平成31年4月以降、本市への企業進出の実績といたしましては、三次工業団地内へのマスク生産工場や事業継承による豆腐等の製造企業の進出、サテライトオフィスの開設1件がございます。また、この間、市内企業においても工場建屋の建設や設備の更新など、新たな設備投資を実施されている事業所や、従業員の雇用や事業拡大に取り組まれている事業所もございます。本市の企業誘致活動で県外の企業訪問を行う際には、産業用地の紹介だけではなく、本市が取り組んでいる様々な施策を交えながら市の魅力を伝えています。具体的には、子育て支援策や医療体制の充実、そして中高一貫校の教育環境、こうしたことも含めて、相手方への企業に対して本市の魅力のPRにつながるものというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 中高一貫校の取組が、具体的に手応えがあった、これは多く食いついていただいた、そういった事例がございますか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この中高一貫校をピンポイントとして強く意向を示されたということではございませんけど、ただ、この企業訪問を令和2年、令和3年とほとんどできていないという状況でございます。そして、元年度においても行きましたけど、まだまだ開設して間がないというようなこともあります。今後また企業訪問を行う際にはしっかりとPRをして、本市の魅力も伝えていきたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 本市の魅力として大いにPRと言いたいんですけど、企業誘致を進められている産業振興部の努力が1番なのではないかというふうに私は思うんですけど。それぞれの特色のある取組として紹介されることについては、大いに結構かと思えます。ただ問題は、入学希望生徒がどんどん増えていくというのが果たしてどうなのかという疑問が起きるわけです。片や5割少々から何とか6割まで伸びてきたのが、これが今度下がってしまうということになりますよね。人気が高くなれば市外からどんどんやってくる。これについてはどのようにお考えでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) おっしゃいますように、県立三次中学校、あるいは高等学校への市外からの入学者というのが現実が増えれば、市内の子供で県立三次中学校や高等学校を希望する子供が入学できないという例というのは、入学者選抜の結果次第で可能性はあるというふうに思います。先ほども説明をしましたけれども、市立、県立を合わせて、本市で学ぶ中学生のうち、市内の高等学校に進学する生徒数というのは、全体的には昨年度よりも確実に多くなっているということは間違いございませんので、そういう意味では、高等学校を含めて三次の教育の活性化につながっているというふうには捉えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 三次市の行政として、地元の高校をどう活性化、育てていくかという視点と、今おっしゃるここで生まれ育った子供たちの教育の保障をどうするかという視点を忘れてはならないと思うんですよ。企業にどんどん来てもらうためにどんどん倍率が高くなって有名になればいいという問題ではない。さらに言えば、そういうことで企業誘致があり、地域活性化をする検証の高校、県内にいっぱいあるではないですか。大崎何とか島には国立高校もあり、そしてスーパーエリートバカロレア高校もあることが、大崎上島町の子供たちや町にとってどうなのか。中国山地の北部には、有名進学校であり高校野球有力校もある。そこなら、その北広島町がどうそれが活性化に結びついたのか。これからという部分もあるけど、検証する部分の実態は、県内にあるとすれば、それはオール三次が今後、三次の教育を創造していくということがあるならば、現地でいろいろ調査とかを考えたらどうかな。特に大崎上島なんかも地元が随分力を入れて誘致されたというのを思いまして、この答弁は結構ですから、検証軸の次なんですけど、高校入試制度の変化がどう影響を及ぼすかという部分について質問項目を起こしていましたが、これはさきの同僚議員のほうから扱いがございましたので、問うことはありません。

私はむしろ2番の、学校運営協議会のほうについての行政との関わりについて聞きたい。今年の各1回目の運営協議会、3校とも開かれていますけども、やっぱり地元とのつながりはどうかということを中心に大きな課題にされていらっしゃる。さらに一貫校においては、議事録、量が分かりませんが、定時制高校の進路の問題や体育祭の問題なんかも取り上げられている。大学進学率をいかに上げるかという部分できゅうきゅうとされていると思ったら、運営審議会はもっと多様な進路に対応してもらいたいとか、勉強ばかりのイメージがあるといったようなことも論議されている。こういった運営協議会へ、私は市行政として関わるべきではないかというのを前からも提起してきましたが、それのお考えはどうでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 市内3校の学校運営協議会で議論されている中身について、学校運営協議会の委員として関わっている三次青陵高等学校以外の高校については、具体的には承知をしておりません。三次青陵高等学校の学校運営協議会につきましては、令和元年度から広島県教育委員会からの委嘱を受けまして、地域振興課長が委員として参加をしております。令和4年度の委員は9名で、同窓会やPTA、民間事業者などで構成をされており、年間3回程度の協議会が開催をされ、学校運営に必要な支援に関する協議、学校運営の基本方針の承認、県教育委員会などへの意見の申出、学校運営等に関する評価等を行っています。また、学校運営をよりよいものにするために、委員として何ができるかを考えて、総合研究の授業への出前講座であるとか研究グループへのアドバイス、生徒による地域活動や地域貢献に活用できる補助金制度、そういった情報も行政のほうからは情報提供をさせていただいているといった状況です。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 高校のほうが学校運営協議会、コミュニティ・スクールの導入は早かったです。もう3年目を迎えている。義務は今から。さらにその高校にあって、地域との協働による高校教育改革推進事業というのが文科省から打ち出されている。これは今まさに中原部長も言われた、地域の行政がそこに入って行って、地域の産業界とかをつないだり情報提供を公開したりしていくという、青陵は多分指定校ではないですよ、というパターンと、地域魅力型といって、まさに我々も議会の活動で高校生との交流会を持っていますが、高校生自らが地域課題、人口減少だとか観光推進だとか女性の起業であるとかというのを、3年間通して学習内容として取り組んでおられる地域課題の解決等を通じて、学習カリキュラムを構築していくと。三次高校なんかは今まさにこれをやられているのではないかな。その狙いは何かといったら、やっぱり地域をしっかり知って、地域のいろんな課題解決をしていく高校生のうち、地元地域をすることにより地元への定着やUターンが促進していくと。地域の活動に高校生が参加することに、地域活力への向上へ貢献するといったようなことが狙いとされている。ならば、さらに高校を中心に、小・中学校、地域NPO、産業界、市町村、市町教育委員会、議会等、大学、社会教育、これで運営協議会よりもっと大きいコンソーシアムというんですか、そういうのをつくって進めるべきだという構想がされている。地域の高校の1つの方法ではないですかね。大学進学率だけを上げて、夢の実現にというよりも、まさに高校も含めて地域づくりを進めていくという構想を文科省は示していますけど、これをやっぱり高校に強く働きかける中で、このコンソーシアムかコミュニティ・スクールか分かりませんが、それに市、議会はもちろんですけど、参加していくというお考えはないですか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 私からは教育委員会という立場で少しお話をさせていただきます。おっしゃっていただきましたように、市内の高等学校は地元との連携、あるいは地元への貢献といったところを3校ともしっかり打ち出すという取組をしてくださっています。私どもとしても、昨年度から各高校の校長先生方に訪問をさせていただいて、連携協議の場を持たせていただいております。今年度も既に3校の校長と個別に連携を行って、今年度の中身でいいますと、第2次三次市教育ビジョン、これを共有、説明させていただきますとか、あるいは本市の教育施策とか、あるいは連携の在り方、具体的にコロナ禍もある程度落ち着く中で、これからどういった連携、あるいは一緒にできることがあるのかといったところや、高等学校の思いというふうなところも直接聞かせていただく中で、とにかく一緒に具体的な取組というものをしていきたいと思いますということの共有と確認ということはさせていただいております。こういったところを引き続き丁寧に進めていきながら、高等学校まで含めて、しっかり三次の教育を地元と連携した中で取り組んでいくといった取組の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、実際に教育委員会としても、高校生が取り組む地域振興や地域貢献に関する活動については、一定の補助金でございますけれども、そういったものも予算化を頂いておりますので、積極的に活用も図ってくださいと、一緒にやりましょうという話もさせていただいているところでございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） コロナ禍によって社会構造が少し変わりつつあり、その価値観も変革を迎えるという中であって、有名大学へ行って有名企業へ行っていっぱい稼いで就職が安定するというだけでない、それは否定はしませんよ。だけでない、1つの地元高校の在り方というのが今まさにいろいろ模索されているのではないかと。既にいろんな取組がある中で、いま一度それをこの先、進学率等だけにこだわらない中で見ていきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

それでは2項目め、三次市のスポーツ振興についてお聞きいたします。三次市スポーツ推進計画というのを立てられて、「みる」、「する」、「ささえる」というスローガンの下、振興計画4年目となりますけれども、その現状と課題についてお聞かせください。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 平成31年3月に策定をしました三次市スポーツ推進計画では、全ての人々がそれぞれのライフステージに応じたスポーツとの関わり方を考え、いつでもどこでも誰もがふだんの生活の中で自然とスポーツに親しみ、健康で生き生きと活力あふれるスポ

ーツのまち三次を創造していくことを基本理念として掲げています。また、同計画の基本方針の中で、観戦や交流などでスポーツを「みる」、見たことがきっかけで自らスポーツを「する」へ、そして指導やボランティア活動などスポーツを「ささえる（育てる）」人づくりへつなげ、さらには健康の分野とも情報共有や連携、協働を図りながら、全ての人々がスポーツを通じて、健康で生き生きとした人生にするための施策を推進することを示しています。

現状の達成度と課題ということですが、平成31年度からスポーツ推進計画に掲げている10の基本項目に沿って各施策事業を進めてきたところですが、各事業を実施することに終始をし、各事業がつながっておらず、「みる」、「する」、「ささえる」が循環していませんでした。また、市が主導して各事業を実施したため、市民へのスポーツ推進の働きかけが限定的なものとなっていました。こうした状況を改善し、スポーツのまち三次の実現のために、昨年度から各種団体や組織に参画を頂いて、スポーツのまち三次応援事業実行委員会を立ち上げ、実行委員会で連携しながら本市のスポーツ推進を行っていくこととしました。また、今年度から各事業につながりを持たせるよう事業内容も見直したことで、「みる」、「する」、「ささえる」が循環するよう取り組んでいます。さらに、来年度にかけてスポーツ推進計画の検証やアンケート調査等も含めた次期計画の策定作業を進める中で、達成度も含め、現状把握と課題整理を行うとともに、コロナ禍でのスポーツの在り方なども含め、本市のスポーツ施策を再構築していくよう考えています。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番（新田真一君） 市が指導する中で、市民への働きかけが十分ではなかったというのがありますけど、市としてのいろんな事業推進も大事な視点だろうと思います。

モニターの資料の3枚目をお願いします。小さくて見にくいんですが、スポーツを振興していくということで、スポーツを大きく2つ考えたい。1つは、運動といわれる健康づくりとか体力づくり等に関わる課題で、もう一方で、競技スポーツ、サッカー、野球、バレーという各競技のスポーツを進めるという2つで、私はむしろこっちの競技スポーツ推進、運動も全部含めてですけど、その中心を担うのは三次市体育協会であろうと。民間の活力を導入するという意味では。その組織図なんですけど、分かりにくいんですが、見ていただきたいのは、こっちの理事長、会長とかいう役員さんのレベルの右側に、支部と専門部、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団と、こういう組織になっています。とりわけ専門部というところに20の各種目の競技クラブが並んでいます。とりわけ私は体育協会の役割を問いたいんですけど、専門部の役割ということについてどのように考えられているのか。全体でも結構ですが、その役割はどう考えておられますか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長（中原みどり君） 三次市体育協会の役割ということについて申し上げますと、先ほど御説明いただきましたように、三次市体育協会については各支部、各競技専門部、各スポーツ少年団で構成をされており、市内の体育関係団体の統括的役割を担いながら、市民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図ることを目的とした各種取組を行われる、そういった組織であるというふうに考えております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） おっしゃるとおりなんですけど、私は問題はそれがどう機能しているか、機能してないかです。それはこの後へ続く中学校部活動の地域移行に関わる課題でもあると思うんですよ。私もスポーツ協会に関わりを持ってまして、いろんな活動に取り組んでいるところなんですけど、この間、専門部の皆さんばかりが集まる会議があった。競技部だけが集められた。人のことは言えませんが、ここも高齢化なんです。若い方がほとんどいらっしゃらない。その後、体育協会の総会があったんですよ。これにもうちの協会の理事が仕事で行かれんから代理で出席してくれと言って、市長も部長も来ておられましたけど、

支えるという意味の機能で、こういうことができているというのがあれば、取組の一端でも紹介してもらいたい。とりわけ野球なんか、女子スポーツ野球タウン、この中で体育協会等が支えるというところにどう関わっているかというのは、御紹介できる事例は何かないでしょうか。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 議員が言われますように、各支部、それから専門部も含めて、少子高齢化の影響等もあり、構成団体の高齢化、また人材不足、それからさらに言えば構成員やチーム数の減少等、そういった課題があるということは認識をしております。体育協会にはそういった人材育成、スポーツを支える人材育成に係るところに取り組んでいただきたいというふうに思いますが、市としては現在、そういったところに対しては、体育協会には財政的な支援も行わせていただいておりますし、スポーツ審判員等の資格を取得される際には補助制度等も設けておりますので、なかなか一朝一夕にそういった課題が解決するということにはつながらないかもわかりませんが、そういった支える部分の支援については、市としてもしっかり継続的な取組を行っていく必要があるというふうに考えております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） おっしゃるとおりなんですよ。人材育成をどう図るかというのは大きな

課題だと思うんです。審判員にしても、運営要員にしても、指導者にしても。もう時間もないので移らないといけないのですが、その意味で、2番の中学校部活動の地域移行、ここに今、体育協会、とりわけ競技部の関わりは非常に強いだろうと思う。その意味でまず部活動の地域移行の狙いというのは何なんでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 学校の部活動では支え切れなくなってきた中学生のスポーツ、文化環境について、学校単位というところから地域単位での活動に積極的に変えていくということによって、少子化の中でも将来にわたって我が国の子供たちが、スポーツや文化に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。そして、さらに学校における働き方改革を推進して、学校教育の質の向上にもつながるものとするということが狙いということとされております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 教職員の働き方改革の視点でいったときに、部活動が大きな負担となっている現状は間違いないと思います。これを土日だけでも地域へ返して、幾らかのゆとりを与えるというのもあるし、先ほど言われるとおりのことなんですけども、今回これはスポーツに限定するということになりますけど、これはもちろん文化部の吹奏楽だとか美術部とかそれも含めて課題とは捉えていただきたいんですが、部活指導員の配置が現状どうなのかということについて報告ください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 令和4年度、今年度で申し上げますと、部活動指導員という顧問としていわゆる指導できる指導者としての立場の者は、運動部で5名、文化部で2名の計7名でございます。また、顧問としてではない指導者ということで、外部指導員という名称にしておりますけれども、これが8名ということで委嘱をしております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 部活指導員というのは、学校の先生に代わって、土日でも大会に連れていったり指導にも当たるということですよ。運動部は5名。外部指導員というのは、平日1時間でも2時間でも、土日の引率まではようせんけど、クラブを見ようかという数ですよ。三次市内に12の中学校があって、約50のクラブがある。5名しか配置されていないというのは、

人がおらんで5名なんですか。それとも希望そのものも少ないんですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 実際のところは、やはり希望というもののニーズに対して、十分にそういう当てはまる方をお願いするということができていないというのが実態でございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) モニターの資料を出してください。部活指導のスケジュール表というやつを。このスケジュール表は、文科省が示しています。23年から部活移行は全国展開になる。今22年ですよね。50クラブがあって、部活動指導員が残念ながらその1割しか配置されてない。先ほど体育協会競技部の図を示させていただきましたが、中学校のクラブももちろん陸上、野球、サッカー、バレー、バスケット、バドミントンとかずっとありますよね。人材不足というふうに言われた。なかなか希望に応えられてないと。移行できるんですかねというのを心配する。課題がいっぱいあると思うんです。ここへいっぱい並ぶ、いっぱいといっても、まだこれでも足らんぐらい。競技協会との連携が少ない。指導者の確保が難しい。審判員や指導者の講習を組み得ない。まだまだあるんですよ。クラブチームとって全く違う外部団体のクラブ、柔道とか剣道とか道場とかありますよね、ああいう感じ。クラブとは全く関係ない、そういったものも不足。もう一つ、教職員の兼業というのもある。そういったいっぱい課題があるということをお教育委員会はどのように捉えておられますか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) おっしゃいますように、部活動の地域移行ということについては課題が山積しているということは承知しております。こういったことから、昨年度、三次市立中学校部活動の地域移行についてということで調査検討を行って、学校における働き方改革を踏まえた、生徒にとって望ましい部活動の在り方を検討するということを趣旨とした地域部活動検討委員会というのを、地域振興部とも連携しながら設置いたしました。昨年度は2回開催をしているんですけれども、様々に今おっしゃっていただきましたようなことも含めて、いわゆる課題というふうなことで考えられるものも、今、全国的規模でどうなのかというふうなことも、講師、外部の方にも来ていただきながら実態を共有しているところでございます。実際には今年度、昨年度の取組を踏まえて、具体的に令和5年度へ向けてどういったことができるのかというふうなところを、先ほど地域振興部のほうからもありましたが、スポーツのまちのこの実行委員会のほうでも協議題としていただいているところもございまして、それから体育協会、あるいはスポーツ少年団、そういったところの代表の方にもこの検討委員会に入らせていただく中

で、一緒にこの議論を進めていくという、そういった枠組みの中で今取組を進めているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 課題はいっぱいあるんです。しかも私は、一番はその課題が、先ほどの検討委員会の委員がみんな本当に情報共有できているかどうかというのも心配です。それから今これが話題になって、6月に文科省が答申を出しましたから、ニュースなんかで何々町は部活指導員にベテランの80歳、ソフトボール元日本選手とかいうのを取り上げられていますけど、50クラブあるんですよ。一部を紹介されて、地域のおじいさんが頑張って指導していますというのあれば、全く指導者がいないという競技だってあるはずですよ。もうちょっと言えば、競技協会が20あるけど、これの取組の格差も大変大きいと思うんです。私が一番懸念する課題は、指導者も見つからん、審判もできる資格を持った人が少ない、講習会も開けない。どうするか。仕方ない、学校の先生が兼業でやってくれ。

文科省のガイドラインを見ると、兼業というのは、新田という教員が何々中学校のサッカー部を見ているが、今住んでいる十日市のクラブチームを見ようという兼業のパターンと、住んでいるのは十日市だけけど、例えば作木の中学校のサッカー部の顧問で、土日指導員もつかまらないけえ、新田、兼業で見ろというパターンだろうと思うんですけど。もしも認識の違いがあったら。そうすると出てくる課題はおのずと見えますよね。学校つながりで兼業したら、転勤したらどうなるんや。地域で見えていたら、じゃ、自分のところの中学校と対決するときはどうなるんや。指導者もいない、審判もいない、講習会も開けない。仕方ない、学校の先生がやってくれ、こうなることはないでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) この6月にスポーツ庁のほうから提言という形で出たものの中にも、教師などが兼職兼業の許可を得るなどして地域でスポーツを指導する際に、本来業務へ影響が生じないようにするとともに、心身に過重な負担とならないようにするということは明記もしてございます。先ほど少しその部活動の検討委員会について御紹介をさせていただいたんですけども、実際に活動する小学生、中学生、そしてその保護者、これを対象にして、昨年度、今年の2月にアンケート調査を実施いたしました。そういった中で出てきたものの中には、学校の先生以外の指導者が運動部の指導をすることということについては、小学生が79.8%、小学生といっても対象は5年生、6年生なんですけれども、中学生は1年生から3年生で、回答した83.9%は肯定的な回答をしている。さらには本市の保護者アンケートにおいても、御自身が、休日の運動部活動を指導することは可能ですかといったような設問もございましたけれども、そういった項目に、はいと回答してくださった方が小学生の保護者で31名、中学生の保護者で

28名いらっしゃいました。そういう中での今後の人材確保というような視点も、この中には一定程度、ヒントもあるかなというふうにも考えておりますが、こういった視点も含めて、まずはその狙いとする持続可能な環境、そして学校の働き方改革の推進、そういったところへつながるような検討委員会での協議といったものをしっかり今年度進めてまいりたいと考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 私の所属する競技協会の中で、少年団を指導している者の中に教員はいません。小学校はいないんです。中・高になると、これは学校の顧問の先生になる。クラブチームというのが今できています。だから部活指導員でもなければ、もう全く地域で面倒を見ましょうというクラブチーム。ただそうすると、また問題がいっぱい起きるんです。やっぱり維持費がかかります。親の経済的負担はおのずと大きくなる。学習塾並み。そして、クラブとして名をなすためには勝利至上主義です。そして学校のクラブがいなくなる。こんな矛盾、よくないスパイラルが起きています。まだまだ課題があるんですが、要は子供たちのスポーツができる機会をできるだけ幅広く保障していただきたい。来年スタートですけど、3年間の移行期間となっていますよね。そこで、三次で最もいい方法を考えていただきたいということを述べて終わります。ありがとうございました。

○副議長(藤井憲一郎君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時57分——

——再開 午後 2時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長(藤井憲一郎君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 皆様、お疲れさまです。清友会の山田真一郎です。議長のお許しを頂きましたので、これより一般質問を始めます。

初めに、大項目1、三次市における防災・災害対策について。中項目1、昨年度、令和3年度の畠敷救急内水排水機場のポンプ停止についてお伺いします。昨年8月13日の午後9時10分から翌日14日の12時51分までの約16時間の間、畠敷救急内水排水機場において一部ポンプが停止するという事故がありました。昨年9月定例会において質問させていただきましたが、そのときの回答は、国土交通省にて調査中で原因は分からないとの回答を頂きました。今年もまた、

出水期が迫っています。昨年と同じ質問になりますが、ポンプが停止した原因についてお聞きします。お答えをお願いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 畠敷救急内水排水機場のポンプは、昨年8月の大雨の際、13日、21時頃から翌14日の正午過ぎにかけて、ポンプ3台のうち1台が停止いたしました。設置者である国に確認したところ、絶縁不良が原因でモーターが作動しなかったことを確認しております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 絶縁ということは、漏電が起きたというような解釈でよろしいかということと、その絶縁の原因はなぜ起きたかというのは分かりますか、お伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 絶縁は、いわゆる漏電という形で電気の漏れが起きた状況だったということでございます。また、絶縁不良となった原因ですけれども、絶縁不良といいますのは、年数の経過による劣化、あるいは電圧、電流による劣化、機械的原因による劣化、そういった複数の原因が複合的に作用して起こることが原因でございますので、いわゆる特定の原因を究明することは困難であるという国の回答でございました。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 昨年、約16時間もの間、ポンプが停止しました。幸いにも復旧作業中は雨の勢いが弱まり、被害が拡大というか、大きくなるようなことはありませんでしたが、それは天候によった、運に左右されたことだと思います。しかし、今年を含めて今後、同様の事故が起きるということは決してあってはならないと思います。今年の対策についてお伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 再発防止でございますけれども、国は昨年度の出水期の終了後に当該ポンプ設備のオーバーホールを実施し、完了しております。操作員への説明会も行われたところでございます。これにより3台全てのポンプ設備のオーバーホールを終えたことになりまして、再発防止が図られていると考えております。また、出水期前には例年どおり、専門業者

によるポンプ設備や機械等の点検が行われております。さらに市においても年9回、目視による点検や発電機の動作点検を行っておりまして、不具合の発生がないよう努めているところでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 国の対策があったというのは分かったのですが、こちらも昨年の質問のときにお答えの中にあっただけですが、ポンプの停止の原因を調査した後に、国からのチェック項目の追加の指示があるのではないかというお話がありました。先ほど点検の話がされましたが、今年に入り追加されたことというのはございませんか、お伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 国からの点検につきましては、国からの指示ということであり、点検を行っておるということをごさいます、昨年と今年度の違いというところまでは具体的に把握をしていないというところでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 具体的にはなかったということは、先ほどお話しされた国のほうの点検等で、今後同じような事故は防止できるという意味で受けてよろしいでしょうか。その辺り、詳しくお願いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 点検だけということではなくて、昨年、オーバーホールをさせていただきました。オーバーホールというのは、一度、ポンプなり設備を全て総点検ということでございますので、そういったことに加えて毎年の点検ということで、再発防止はされているというふうに考えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 100%事故を起こさないというのは、どうしてもしっかりしていても何らかの事故が起きる可能性は残ると思います。その中で、もし事故が起きたときの対策として活躍するのが移動式のポンプ車だと思います。昨年の質問時のときに、県のほうへ県のポンプ車の依頼をしているという話がありまして、その進捗をここで聞きしようと思ったのですが、

昨日の答弁の中で、配置の予算が取れて1台増強という話がありましたので、そちらのほうは割愛させていただきます。それで、それについて少し聞きたいことがあるのですけれども、県北部に配置というお話ですが、県北部というのは安芸高田とか三次とかもあると思いますが、どの辺りの範囲までで活躍するポンプ車になるのでしょうか、お願いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 県が配備されるポンプ車でございますけれども、これは県の北部建設事務所のほうで配備をされるというふうに伺っております。まだ具体的な活動範囲は県からお聞きしておりませんが、県の北部建設事務所として運用されるというふうに理解しております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 配置も来年ということなので、ぜひそれまでに詳しい内容のほうを討議していただければと思いますし、特に広い範囲を管轄するポンプ車になると思いますので、そのときの配置、それをどのように決めるのか。雨が降ったときに恐らく取り合いになるではないですけど、エリアが広ければそういうことも起きると思いますので、そういったときにもどのように配置を決められるのか大変重要になると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。中項目2、令和4年5月、先月の雨量減少についてお聞きします。先月5月の雨量は、昨年、1年前の5月に比べて、広島県で昨年169.8ミリに対して31ミリと非常に少なく、三次市においては昨年135.8ミリに対して25.5ミリと、昨年の18.7%、約5分の1にも満たない状況でした。かなり雨が少なかったです。この雨量減少で三次市がどのような影響を受けたか、調査や実態把握はされているのかお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今年の5月は非常に降水量が少なかったということで、ちょうど田植の時期ということもございました。その状況について、JAとか農業共済組合、また市へ情報があつたところについて聞き取りを行っておりますけど、水不足により田植が遅れている地区が数地区ございましたが、6月初旬からの降雨により遅れを取り戻している状況であるというのを確認しております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 5月末時点でニュースで見させていただいたんですが、県のほうから治

水ダム等は危機的状況ではないと、続くようなら対策するというような発表がありました。6月に入り雨も降っていますが、そういった飲み水等へ影響はなかったのでしょうか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 加藤水道局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 状況の把握ということにつきましては、浄水場の井戸などの取水施設につきまして、水位低下が発生した場合には警報が発生し、通知が入る仕組みとなっています。このことによりまして、状況の把握はできているというふうに考えております。また、6月初めに、先ほど議員がおっしゃいましたけども、5月に雨量が少なかった影響等もありまして美波羅川の水量が下がりました。このことによりまして、三和町の数名浄水場の井戸水位、取水なんですけども、一時的に下がったということで、これにつきましては許可水利で川の水を取っているわけなんですけども、そういったときに一時的な緊急対応も行いましたし、その後の降雨によりまして回復をしております。現在におきましては、水道の供給に影響は出ていない状況です。また、他の水源につきましても今のところ影響はなく、取水が確保できている状況でございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 飲み水のほうは確保できているということで、ひとまず安心しました。先ほどの農家の話なんですけれども、田植ができたという話も私も伺っていますが、やっぱり全部できたわけではなく、一部できないところがある、人によってはほとんどできていないという田んぼもまだ残っていると思います。私も国のほうへ補償がないかということで農水省へ問合せたところ、回答のほうは、農水省でも三次市の田植ができてない情報は得ている。簡略して読みますけれども、降水量が少なく田植ができなかった場合でも、農業共済の保険に適用となるということで、特別処置はなく共済等で対応してほしいという回答が返ってきました。ですが、三次市の田園都市計画や農業振興プランの中でも、市の基幹産業である農業が、高齢化に伴う担い手不足から耕作放棄地が増加して生産性が低下していることとか、新規就労者の確保や農業被害の対策が必要とうたわれています。このたび少雨の被害に遭われた農家の声として、こちらもテレビ報道にあったんですが、このような環境下だと転職、農業ではやっていけないというような厳しい声もありました。新規就農者の確保も当然大切なんですけど、国のほうが特別な対応をしない、そういった困った農家、三次市民をやっぴり市として助けていけないといけないと思いますが、今後のお考えについて伺います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今後の気象状況により、渇水が続くよ

うであれば対策というのを検討していきたいというふうには考えております。今のこの状況を引き続き関係機関も含め、情報収集を図っていきたいというふうを考えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 幸い6月に入り雨も降って、先ほどおっしゃったように田植ができたという農家さんがいらっしゃって、先月のような状況が続いていたらという状況よりは確かにちょっと安心できる場所だとは思いますが、田植時期がそれでも20日ぐらいずれて、本来なら米でいったら中干しをして、それから梅雨に入って、水を吸わせてというような段取りで米を育てていらっしゃるんですけども、今回中干しができなかったことが取れ高にどれぐらい影響するのだろうかかと心配されていらっしゃいました。さらに先週も見に行かせていただいたんですけども、田植ができなかったり田植が遅れた地域の川を見ますと、雨は降ったんですけども、降った雨を山が吸収して、川には水がほとんど戻ってないような状態ですよね。そんな状態になっていますし、ため池の水も雨が降っても全然増えるとかいう状況ではなくて、変わらないという状況みたいです。

さらに、山が先ほど吸収するというお話をしましたけれども、山水も出てこなくなっておって、それを利用して栽培されているアスパラ等、米以外の農作物にも今まだ影響が出ているようです。今を乗り越えたとしても、梅雨が明けた8月頃、梅雨の雨量次第ではやっぱり干ばつが起きるのではないかと。当然、山水なんかは冬の1月、2月あたりの雪解け水をどれだけ含んでいるかというのが、この春に影響するものなので、この先、雨量だけではなくて、詳しい聞き取りをぜひ農家さんからしていただければと思います。それと、この先何が起こるか分からない、非常に行く先が不安な御時世になっておりますので、できるだけ食料の自給率維持向上のために、三次市の基幹産業である農業への支援をお願いしまして、次の質問に参らせてもらいます。

中項目3、ため池整備計画についてお伺いします。ため池の整備については、それぞれため池の状況により選定して進められているようです。ため池の整備内容と、どれぐらいのため池を対象にされているかをお伺いします。そして、ため池の整備は、廃止と改修と大きく分けて2つになると思うんですが、その辺りを踏まえての説明をお願いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず本市のため池でございますけど、今現在、市内にため池が1,716か所ございます。このうち防災重点農業用ため池、これはため池が決壊した場合に、浸水が想定される区域に家屋や公共施設などがあり、人的被害を与えるおそれがある、こうしたため池を防災重点農業用ため池として、これは県が指定をしております。このため池が633か所指定をされております。今現在、この人的被害のおそれがある防災

重点農業用ため池、これについて重点的に取組を進めております。主には防災重点農業用ため池の廃止の工事、そしてこの633の防災重点農業用ため池の診断調査、これを県のほうで実施しております。まずはこの防災重点農業用ため池、これらを診断、また廃止をしていくという取組を優先的に実施しております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 県のほうで調査をされているということで、まず最初に廃止する場合についてお伺いします。先ほどおっしゃったように、このたびの事業は先ほど県がと言われましたが、申請は恐らく市のほうから県のほうへ申請したりして、それから県が調査をして、さらには国費なんかを利用したりして、様々な機関が携わっておられると思います。もちろんため池の管理者の方やそれに関わる農家の方、そして周辺地域にも大きく影響があることだと思われませんが、廃止について県が決定されるという話でしたが、今私が言ったように、どのような手順で県まで行って廃止という流れになっているのか、その辺りをお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず農業用ため池の廃止でございますけど、ため池を利用されている管理者等が廃止をするかどうかという決定を判断していただくこととなります。そして農業用ため池を廃止するという場合に、補助事業により廃止工事をされるわけなんですけど、その際にはため池の廃止意向調査票を市のほうへ提出していただくこととなります。その意向が示された後、廃止工事着手までにはため池の流域の状況、公共施設があるとか、民家があるとか、人的被害のおそれがあるか、そういった影響度合いを含めて、優先順位を市と県で決めて、そして県のほうで最終的には事業の採択ということとなります。県営の事業でこの防災重点農業用ため池の廃止工事を行うという手順となります。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 今の話ですと、管理者の方がまず一番に廃止したいというお話だとは思いますが、当然、廃止する管理者の方がため池を壊そうと思ったらお金がかかると思われると思うので、まず自分からため池を廃止してくれというのは言い出さないと思いますが、こちらのほうが国策、どちらかという県や市のほうからチェックして、このため池は危ないから壊しませんかという案内を入れないと、管理者のほうから急にこれを整備したいんだという声は上がりにくそうなんですけど、その辺りの情報発信というか、情報の周知はどのようにされているのでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 防災重点農業用ため池、これは現に今、農業用として使用されているんですけど、それがもし決壊をしたときに人的被害のおそれがあるということで、県のほうで指定をしているということで、現状では農業に利用されているということなので、それが農業用に利用しなくなったといった場合に廃止の意向が出されるというのが一般的でございます。ですから、その廃止の意向調査が出された後に、廃止工事に至るまでに優先順位をどうしようかということで、県と市で協議をして優先順位を決めている。その優先順位の中でも、ここにしますといったときに、そしたら今度は地権者の合意であるとか、その工事をするまでに立ち木の伐採であるとか、そういった了承も頂かなくてはなりません。そういったところが全て整ったところから工事を行っていく、こういう流れになります。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 今現在、使っていないため池がまずメインになるということなんです、その中でもまた1点、疑問に思うところですが、使っていないため池に対して、管理者が今もしっかり管理されているかというのが1つ疑問になります。当然使うものなら管理されると思うんですけども、誰も使っていない管理は放置されますし、誰が管理者かも分からなくなっている状況のものも増えているのではないかと。そんな中、やはり先ほど言ったように、こちらから声をかけないと、先ほど言った伐採の手続、いろんな了承を得るものなかなか難しいのではないかと思いますので、そこはしっかり頑張ってくださいということで、次の質問に入らせていただきます。

先ほど廃止という話がありましたが、現在壊れて機能していないため池に対しても、機能してないとしても、壊れたため池でも雨が降ったときには多少水がたまるものです。廃止工事を行いますと、これまで雨のときにたまっていた水がそのまま下流へ流れてしまい、その末端と言っただけではないけど、関連する水路があふれる原因になると思います。管理者からそういった廃止の相談を受けたときに、果たしてそれを本当に廃止してしまっているのかというような、そういった話合いというか、説明とかいうのはされているのですか、お伺いします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） まず、ため池を廃止したいという意向があったケースであるとか、また、現在使われていなくなっているため池、こういったところもあろうかと思いますが、ため池廃止の意向があった場合はその確認もさせていただきますし、お話もさせていただきます。今現在は農業用に使っていないというため池もございます。そうした場合は、危険を回避するというので、低水で管理をしてくださいというのを管理者の

ほうへもお願いをしているところです。そして、届出ということでため池の管理者へも通知も出させていただいております。そうした中で、個別に相談があった場合は対応をさせていただいております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 廃止の話だけをしていると全体感が見えてこないの、改修の話もさせていただこうと思います。先ほどの下流といいますか、関連水路があふれるという話は、あくまで三次市内の話でお話ししました。高いところにあるため池、それを廃止して、先ほどの話ではないですけど、今までたまっていた水が下流に流れてくると、そうやって内水にたまったものを、三次市でいったら例えば馬洗川や江の川へ排水ポンプを使って一生懸命吐き出すと。それによって三次市の水害、それが起こらなくはなるとは思いますが、その水がどんどん流れて行って、さらに下流の市町の水が増えて、そこが水害になるようでは、豪雨対策、水害対策の抜本的な解決にはならないと思います。先ほども言いましたが、ちょっとでも三次市の内水を三次市に維持することが、全体的な流域治水の考えにのっとった内水対策と思います。

それに、私がずっと見たため池というのはほとんどが山奥にあって、軽自動車でしか行けないような難しいところにあります。そういったところにもし新規でため池を造ろうと思っても、恐らくは重機なんかが入りませんので、工事専用道路なんかを造って工事するようになると思いますけど、実際、道路を造るだけでもかなりの費用がかかるのではないかと非常に考えさせられます。そういったことを考えても、今あるため池は極力廃止という話にせず、今あるため池を改修して、壊れてちょっとしか水がたまってないものも、もう少しちゃんと水がたまるようなものに安全なものに改修して、先ほど言いました流域治水の考えにのっとった内水対策としていけばいいのではないかと思うのですが、もちろん先ほど言いました水不足の対策にもなると思います。改修のときのため池はどのように決められているというか、廃止に対してどのような流れを決められてやっておられるのかをお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) ため池の改修についてですけど、今現在、防災重点農業ため池、これについては今、診断調査を県のほうで実施しております。これは昨年度から実施をしております、今年、来年の3か年で診断をしてまいる予定でございます。その診断結果を受けて、地元との協議を行い、改修が必要な防災重点農業ため池については優先順位をつけて、県または市で改修工事をしていくこととなります。防災重点農業用ため池以外のため池につきましては、これまでどおり地元要望によりまして、国や県の補助事業を活用して改修工事を実施することとなります。やはり議員が言われるように治水としてのため池の利用、これは本当にこれから考えていかななくてはならない取組だろうというふうに思いま

す。流域治水の取組といたしまして、今年度モデル事業として、平成30年の災害で、内水が要因で被害があった浸水した地区、12地区ございましたけど、そのうち6地区を優先的に実施、取組をしていくということで、今年度、秋町地区を実施してまいります。こうしたモデル事業の結果を踏まえて、これから流域治水の手法の1つとしてため池の活用、そこらを今後考えていきたいというふうに思っております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) しっかり説明していただいたと思うんですけど、私がよく理解できなかったんですが、先ほど廃止の話はまず管理者が廃止希望を出されると。改修の場合は、県が調査して判断するというように聞こえたんですけども、改修も一応、地元の方とか管理者がこれを直したいんだと市役所に来られるのがスタートではないんですか。もう一度お願いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 防災重点農業用ため池は、県が指定しております。ですから、県のほうで指定しているため池を診断調査して、そこで危険性があるという診断結果を基に、地元の管理者さんにこういう結果が出ましたということで改修工事を説明させていただくということで、それ以外のため池は、ため池管理者のほうで漏れているおそれがあるよとか、そういったところは地元要望ということで上げていただくということで、補助事業を活用して改修工事をしていく、こういう流れになります。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) そうなんです。県のほうから管理者のほうへ連絡して、これを直してくれんかというような流れがつかれないかと私は思っていたんですが、今の説明を聞いて、流れがあるということが分かりましたので納得しました。ありがとうございます。

続きまして、先日、国の令和4年度予算で、農村地域防災減災事業として約400億円が見込まれました。それと、先ほどの防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が令和2年10月から施行されております。それにつきまして、先ほど言われた防災重点農業用ため池が、三次市のホームページで確認しますと、三次市に18か所あるということで記載されておりました。これは先ほど、県のほうがとおっしゃいましたが、これは順次、市からここをチェックしてという要望を上げてされていたのかと思いましたが、先ほどの説明で県のほうがされているということが分かりましたので、質問を省かせていただいて、先日、この4月に農水省より土地改良制度の一部改正をすることとする旨の発表がありま

した。要は、これを読む限り、農業者の同意を求めずに、市とか県の判断でため池に対する対策ができるという意味合いのものだとは思いますが、こちらの制度は現行制度が地震だけの対策だったものが、豪雨対策にも対応しようということで改正されたものだそうです。これらの予算立てや制度の改正を受けて、三次市の取組に何か変化があったのかお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 議員が言われますように、土地改良法の一部が本年4月に改正をされました。国または地方自治体が、農業用排水施設、ため池でありますとか排水機場、こういったものの緊急対応をする必要がある場合に、これまで地震災害のみでありましたが、豪雨災害についても対象となったということで、緊急防災、この活用に当たっては、緊急防災工事計画を定め、地元の費用負担や同意なしでも整備が可能となるというものでございます。緊急的に防災工事をしなくてはいけない、二次被害が発生するおそれがある、そういった場合にこの事業が適用になるということで、これを使うことがないのが一番望ましいわけございまして、こういった緊急対応は可能になったということで、豪雨も対象になって、速やかな防災工事をできるということで、その考え方も入れて防災、減災に取り組んでいきたいというふうに思います。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 今回のこのため池に対する事業の財源は、主は国の防災重点農業用ため池緊急整備事業を利用されていると思います。これは農村地域防災減災事業、先ほどお話しした400億円の中に含まれた事業です。この事業の負担割合、市の負担割合は、市も県も国もあるんですけども、ため池の規模や緊急性、もしくは中山間にあるかどうか、または交付税処置の違いでおよそ4パターンに分かれます。ですが、この4パターン、どのパターンに当てはまっても、まず地元負担の管理者とか農家の負担はゼロ円です。ただでもらえますということ。市の負担においても、一番危険度が高くて中山間にあつて緊急性が高いものというのは約11%と、かなり市の負担が少ないものとなっています。このことは、ため池が多くて水害の多い三次市においては極めて有効な事業ではないかと思います。

このたび少雨で水不足に遭われた農家さんに、ため池をもっとよくしたらとか直したらというお話をしたんですが、ほとんどというか、全部の農家さんが、水路とかため池を直すのは土地改良区の50%の補助しか知らないと。残り50%は自分たちが負担しないといけないという認識でした。この農村地域防災減災事業、400億円のやつですけど、その中には、もちろん詳細をもっと調べる必要はありますが、資料を見ますと、ため池だけでなく地滑り対策、農村防災施設整備、農道の防災対策、水質保全整備、防災ダムの整備、公害防除対策等といろいろな対策の内容が記載されていました。ぜひともこういった国の助成事業を有効に活用していただい

て、三次市の今後の農業振興や災害対策、または現在進行されている施策の充実を図っていただきたいと思いますが、市としてのお考えをお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 先ほど議員が御紹介いただきました農村地域防災減災事業でございますけど、これは国庫補助事業でございますけど、全てが農業者、受益者負担がないというものではございません。防災重点農業用ため池、人的被害のおそれがあるため池、これについて、県営で施工する事業については負担はございませんけど、団体営、市が行う場合であるとか、事業規模、そういったところの要件によっては受益者の負担がある場合もございます。そして、こういった事業の制度の周知でございますけど、ため池管理者のほうにも通知を出しておりますので、その際にまたこういった事業があるということも併せて周知を行っていききたいというふうに思います。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求め)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 先ほどの農村地域防災減災事業ではありますけれども、私もホームページや農水省のほうへ問い合わせをいろいろ調べたんですけども、例えば今回のため池事業で、ため池を直すだけではなくて関連する水路の修理に費用を使うことが、工事に含めることができると。これは資料には全く書いてなくて、できるのかどうかという問合せをして初めてお答えいただいたことです。なので、一つ一つの事業というのは、やっぱり一個一個調査して、もしくは直接聞いたりして調べていかないと、できる、できないというのがなかなか分からない。私も調べ上げましたけど、分からないことだらけでした。なので、極力そういった調査研究をしていただけて取り入れていただければと思います。

それと先日、新聞報道ではないですけど、防災井戸の話がありました。今までずっと募集していたけど、申請がなかったけど、新聞に載った瞬間に急に申込みが殺到したと、そういったこともありますので、先ほど言われた情報周知のほう、発信のほうはもっとしっかり頑張っていたいただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。大項目2、三次市における環境整備事業についてお伺いします。中項目1、小規模市道整備事業についてお聞きします。小規模市道整備事業において、市道の法面や路肩を団体で草刈りすると、一路線につき年2回まで、1平米に対して20円の報奨金を支払っています。雑草問題は三次市だけではなく全国的な課題です。人口減少や高齢化などによる除草作業の担い手を解消するため、三次市では株式会社ジモティーと協定を締結され、草刈りの実証実験をされました。内容は草刈りの協力者をネット上のマッチングサイトで募り、除草作業を行い、報償費を支払うというものです。現在、三次市民の方々が草刈りをした場合は、先ほどの申請、作業内容と振込口座を記載した書類、あと草刈りをする前と後の写

真を市のほうへ提出して、その団体の代表者の口座等に振り込みをするという流れですけれども、このたびのマッチングサイトを活用された場合というのは同様にするというのは難しいと思います。そういった働いた方への報償費の支払いのところをどのようにお考えか、お伺いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 草刈りに関しての問合せでありますけれども、報償費のところのお問合せですけれども、細かい内容につきましては建設部長から答弁したいと思いますけれども、このジモティーのそういった実証実験でありますけれども、少子高齢化によって担い手が不足していると。草刈りも同様で、今後その担い手をどうやって確保するかという意味で、そういったジモティーという会社を通じて連携をしながら、社会課題を解決していくという取組であります。その課題というのはやっぱり幾つかあります。先ほど報償費の問題であるとか、あるいは草刈りといっても大変危険を伴うものでありまして、万が一けがをしたときの補償、保険というのはどうするかであるとか、あるいは草刈り機を持ってない人に対しての貸与をどうするかであるとか、あるいは草刈りをしていても車が来ているのに気づかずに、なかなかその辺の安全性が担保できないであるとか、いろんな課題がありますけれども、そういった課題を実証実験の中で一つ一つ克服しながら新しい制度として来年度からスタートができるように、現在、準備をしておるというような状況であります。今後におきましても、こういった課題の洗い出しをしながら、地域社会課題の解決に努めていきたいというふうに思います。

ちなみに今、三次市内の市道路線というのは3,610路線、総延長で1,889キロという本当に膨大な市道を維持管理しなければいけないと。人口は減っていく、それに伴って財政規模も縮小する可能性がある。限られた財源の中でそういった課題をどういうふうに克服していくかというのは、今後も知恵を絞りながら、民間企業としっかりと連携をしながら市民の幸せづくりに努めていきたいというふうに考えております。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 今回の実証実験では、ジモティーに作業者を募集していただいて、申請事務、それから報償費支払い等については市で対応したところでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) ネット上で何か何かそういう流れがあるのかと思ったんですが、今実験中ということで、研究中ということで受け止めます。あと、今、市長のほうから大体答えていただいたので、かなり質問をしなくてよくなったんですけれども、通告していますのでお聞き

します。作業をされているとき、先ほど市長も言いましたけど、けががかなり心配だと思いますけど、さらにこの実験中にけがが起きた場合というのも、この事業の継続に支障が出るのではないかと思います。もう実験はされたと思いますので、このけがなどの対策、こちらのほうは既にされているのかお伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 保険については、市道草刈り作業に対する保険に市で加入しておりますので、これまでも市道草刈り作業について同じように保険対応ができております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 確かに市道除草作業実施報告書兼報償費の請求手続についてという書面に、3番のところへ事故があった場合ということで、保険請求手続の対象になる場合がありますという記載があります。恐らくこれと同じことなのではないかと思うんですが、特にこちらの場合は草刈りをされた後に申請を受けられていると思うんですけども、実際この保険をばっと見たときに、私もそうですけど、なかなか出ない保険ではないのかという心配があるんですが、実際、この保険で対象になった事例とかというのがあるのでしょうか。お願いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 過去には、この保険の対応をしたことがございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 時間がないので次に行かせていただきますが、先ほど市長がおっしゃいました。私も想像するだけでも、例えば手伝ってくれる方の現地までの交通費をどうするのか、草刈り機は持っていない人のものは誰が用意するのか、例えば指導者、監督、そういったものが必要ではないのかと、問題はかなりあると思います。今ここでその問題を1個ずつどうするのかという質問ではないんですけども、今後この実証実験、もしくは事業化というのを継続するつもりなのか、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 先ほども様々な課題を提示しましたが、これらの課題が一つ一つ解決するようであれば、事業継続に向けてこれからも検証していきたいと思っております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 多くの市民の方が、雑草問題には苦しんでおられます。一番怖いのが、やはり草が伸びて見通しが悪くなって、交通事故や犯罪につながることも、もしくはたくさんの虫のすみかになって、近隣住宅に被害を及ぼしたりとか、もしくは虫だけではなくてイノシシなんかの害獣が出てきて、農地への被害が起こることもあります。今回、実証実験に使われた市道も、イノシシが法面を掘り返して、かなり破壊して悲惨な状況になっていたのも御存じだと思います。そういったところのコンクリート化、そういったことも当然、市道の長寿命化につながりますし、雑草対策にも有効な手段だと思います。また、最近は雑草が生えにくい芝なんかもかなりよくなっているそうです。そういった草刈り以外の方法での除草作業とジモティーを融合させるというのも、さらに効率的な新しい三次市の事業が生まれる可能性を秘めているかもしれません。

最後に、このジモティーの取組というのは、草刈りをしている人、してもらった人、そして行政にとっても、三方よしではないですけど、本当に素晴らしい可能性を秘めていると思いますので、問題を一つ一つ解決していただいて、困っている皆さんの助けになるような三次市の新しい施策を実現してほしいと祈願しまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長(藤井憲一郎君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は15時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時 7分——

——再開 午後 3時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長(藤井憲一郎君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 清友会の宍戸 稔でございます。本日、最後の質問者でございます。もう少しおつき合いを願いたいというふうに思います。

今回、大項目2項目の質問項目を上げております。1番目が、出水期、水が出る期間に際しての災害対応ということ、それから今三次市が取り組んでいる大型建設事業の取組状況ということで聞かせていただきたいと思います。

まず最初に、出水期の災害対応についてということでございます。皆さんも御承知のとおり、1972年、昭和47年7月豪雨災害から今年で50年がたちます。旧三次市で7月9日から15日まで

の総雨量が622ミリ、これを筆頭として県北一帯で500ミリ以上の記録的な大雨が降り、特に旧三次市においては9日、10日の2日間で380.5ミリの雨量、最大時間雨量が40ミリ以上ということで甚大な被害が発生したものです。死者、行方不明者、旧三次市7名、旧甲奴町1名、旧君田村1名、この君田村の1名の方は役場の職員で25歳ということで、災害現場に向かわれる途中で道路が陥没して、そこに落ち、西城川に流されたということでございます。全壊家屋、旧三次市40棟、旧作木村34棟、旧吉舎町13棟、旧三良坂町9棟、旧甲奴町7棟、旧君田村4棟、旧布野村1棟と、決して忘れてはならない災害であると思います。この災害によって得られた貴重な体験と尊い教訓が、これまでの三次市の防災対策に生かされてきたものと考えます。

6月の市広報に、災害の記憶を時間とともに風化させないために、改めて過去の災害の教訓を学び、頻繁に発生する災害に備えましょうということが特集記事で掲載されていました。記憶もそうなんですけども、この記録というのが、今現在、旧三次市1市4町3村の中でどのように受け継がれてきているのかということが非常に気になるところでございます。そういう思いを持って質問に入らせていただきます。災害対応ということでいろいろあるわけなんですけども、今回私のほうからは3点について質問させていただきます。

1点目がため池の整備、2点目が河川改修について、それから3点目がハザードマップと避難所ということでございます。1番目のため池整備については、先ほど山田議員から詳細な質問、それから答弁があり、大まかなところでは理解させていただきました。山田議員も私も、この質問をする上において、出水期のため池を治水利用にすることは考えられないかということで質問しようではないかということで、この項目がダブっているところでございますけども、今、ため池の関係、それから田んぼの関係、それから山の関係、これがどういうふうに今現在になっているか。昔と比べてどうなっているか。ため池がたくさんあって、そこに水がためられていた。田んぼもたくさん稲が植わって、水が保たれていた。さらには山にも木が生えて、山の保水力も高まっていた。それが今現在は、ややもするとため池は減され、水田は減され、山は木が伐採されるということで、そのものがストレートに河川に出ていくと。いやいや、それは微々たるものよということではなしに、その微々たるものが積もれば大きな水量となって大きな被害をもたらすということだろうというふうに思うんですね。

ですから、個々を捉えてではなしに、やはりそれを総合的に三次市の中でどういうふうに活用していくかということを考えていく必要があるというふうに思います。そのために、使われなくなるであろうため池を、このため池はやっぱりちゃんと堤体を補強して残そうではないかと、そこに水をためようではないかと。あるいは、水田においては田んぼダム利活用の促進ということはあるけども、今5センチたまった水を10センチにためようというような取組、あるいは山は伐採した後にすぐ植林をしようというような取組、そこら辺を総合的に、今どういうふうに市は考えているのかということところを、昨日、市長のほうからもありましたけども、各部署単位ではなしに、横断的なスリム化された事務事業というようなことも言われました。危機管理監、それから産業振興部、建設部、そこら辺でどういうことが考えられるのかということはいかがなんでしょうか、お答え願いたいというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 災害に対する減災、それから予防という点でいいますと、議員が言われますように、ため池、そして農地、山林、そういったところを一体的に考えていく必要があるかというふうに思います。そして、この農業用で使用されなくなっているため池、これを治水利用として活用していく、そういった考えを今後進めていく考えでございます。それにはやはり産業部のみならず、危機管理課、建設部、そういった関係部署、さらには国、県、そういったところも含めて考えていく必要がございますし、流域治水の考えでいいますと、やはり地元、また地域の防災組織とか、そういったところも含めて一体的に取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。今、ため池でいいますと、それも昔から使われてきたため池でございます、老朽化といったところもございます。治水利用として貯水機能を発揮していくためには、診断をしたり改修も必要になってこようかと思えます。今のため池の管理者さんとも十分協議をしながら、総合的に治水対策、また農業用としての活用、ここらも並行して一緒に検討していきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ため池に関していえば、出水期というのが7月、9月にあるわけなんです。稲に水が必要なのは8月末までです。9月はもうほとんど水が要らない状態なんです。ですから、9月にはため池の水を少しでも抜いてもらって、そこに9月の長雨の水をためようではないかというようなところの一つ一つの積み重ねで、9月の災害が減らされるということになるかと思いますので、そこら辺の取組が、市役所として、市として、うちはこうなんだ、産業振興部はこうなんだ、建設部はこうなんだ、そういうことで、この地域にこれだけのため池があるんだったら生かしていいのではないかということをお互いにやっぱり協議してコーディネートするのが、危機管理監でいいと思いますけども、する必要があるのではないかというふうに思います。

先ほどの山田議員が質問されました農村地域防災減災事業、このことは私は一緒に研修してきたわけなんですけども、それが基で農水省の担当の方と電話等でのやり取りで、ここまでの質問を山田議員ができたわけなんですけども、そういう情報を取りに行くというようなところで、有利な事業を三次市に持ってくるというような取組も必要だろうというふうに思いますので、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 国庫補助事業を有効に活用というのは、

これは当然していかななくてはいけないというふうに思います。ただ、いろいろと要件もござい
ます。また、受益の地域なり、そこらの合意形成も必要でござい。そういったところも踏
まえまして、有利な補助事業、これを活用していく取組をしまいたいというふうに思いま
す。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 先ほど、雨量が少なくて田植ができなかったということがありました。

君田町においては石原という地域、布野町においては戸河内という地域です。今植えられたん
ですけれども、すごく長い苗を植えたという状況で、この地域の皆さんと、山田議員とも一緒な
んですけれども、ため池が必要だよねというような話もしておりますので、ぜひこういう事業を
取ってから、地元要望に地元の期待に応えていただきたいというふうに思います。今のダム
の関係も、ICTを生かしたダム管理というので、そこら辺も含めて、昔のように行
ってから雨がどんどん降る中で取水口を開けるということでなしに、家にいながらICTで取
水口を開くというようなこともできますので、そういうため池の整備をしていただきたいとい
うふうに思います。

次に、2番目の河川改修についてということで質問に入らせていただきます。県管理の河川、
私たちの近くにおいては神野瀬川、西城川ということで、これが昨年、一昨年において非常に
水量が増えて、人家に越水して入ろうかというようなこと、あるいは農地にも浸水したという
状況があって、これをどうにか解消してもらいたいと強く要望させていただいたわけなんです
けれども、このことについてどうなっているかと県のほうに問い合わせると、調整会議において、
そこは具体的な改修計画は立っていませんということでしたが、この経過を御説明願いたい
というふうに思います。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 広島県管理の河川の整備は、令和3年度からの5か年計画であるひろ
しま川づくり実施計画2021に基づいて進められています。これは事業箇所を選択し、集中的に
整備を行うことにより、事業効果を早期発現させるためのものです。実施計画に記載された河
川箇所数は、県内で86か所ございます。まずは河川整備計画に載ってない河川については、随
時要望をしていく必要があると考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 随時というのが、去年、今年だけの話ではないんです。県は取り合っ
てない、言い過ぎかもわかりませんが、改修計画はないということなんですけれども、実際に

流域住民は被害を受けているんですよ。このことを市がちゃんと県と協議して、調整会議で具体的な方策を立案する必要があるのではないですか。その点はいかがですか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 昨年7月の豪雨災害時、そのときの神野瀬川ですけれども、写真、それから位置図、これを県へ提出し、状況を説明し、要望を行ったところでございます。それで県へ今回確認するわけですけれども、建設部には県から出向で部付課長に来ていただいております。平素から県との情報交換、共有はしっかりできている中で、今回状況を確認する中で、まずは実施計画に記載されることが必要との確認をしたところでございます。このためにはやっぱり引き続き市から声を上げていくことが必要であり、また県としても地元住民、地域住民の声を直接聞いていただけますので、一緒になって要望を続けていきたいということが必要だと思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 神野瀬川に限って言えば、君田町、それから山家町、それから三原町、そこに関わる方がほとんどですけれども、その方との要望活動ということになると思いますので、ぜひ真摯に受け止めていただき、県に強い要望を行っていただきたいと、調整を行っていただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

ハザードマップと避難所についてということでございます。画面表示をしていただきたいんですけども、これが君田町の中心部のハザードマップの中にある避難所。赤い囲みの中に人がおられるのが、これが基幹避難所。それから、その右側にあるのが指定避難所、赤い丸が地域の集会所の避難所ということですね。次が三次町です。これが三次中学校が基幹避難所というようなことでのマップですけれども、いずれにしてもハザード内に基幹避難所、それから指定避難所がある、この状況は、ほかに場所がないということはよく理解はできるんですけども、地元の自主防災組織との間ではこのことの協議というか、これをどうにか解消しないといけないよねというようなことは話し合われてきてないんでしょうか、お伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 現在、市が指定緊急避難場所として指定しております基幹避難所は、19か所ございます。うち13か所が浸水区域、あるいは土砂災害警戒区域内に位置しております。基幹避難所の指定につきましては、平成30年の豪雨災害を踏まえまして、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性、市民の避難のしやすさ等を考慮して、安全区域に避難場所を確保することが困難な地区におきましては、災害に対して安全な構造を有し、上層階など安全

な場所に避難者の受入れができる施設を指定するという政令の定めによる形で、自主防災組織と協議をいたしました。その結果、指定しておるものでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番（宍戸 稔君） ですから、このハザード内にある基幹避難所、それから指定避難所というのは、地元協議でこういう形になっているということで致し方ないよということと捉えるんですけども、でも計画的に水が来ますよ。今の三次町の場合は学校ですから、2階以上の建物だということですけども、君田町の場合なんかは1階しかないんですよ。そうしたときにはどうなのかというようなことがあるので、今19のうち13と言われましたけども、そこら辺のちゃんとした協議見直しというのを今後行っていくというのは、どう考えておられますでしょうか。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監（山田大平君） 現在の指定緊急避難場所でございますけれども、御指摘のとおり、ハザードの中にあるという状況でございます。ただ、まだといいますか、適切な施設が近辺にあれば、そちらのほうにということも協議いたすことができるんですけども、なかなかそういった施設もございません。遠いところに安全地域がある場合、そちらのほうへ避難所を指定するということができますけども、その場合、避難のしやすさ、そういったこと、避難までの時間がかかる、そういった逆にデメリットというところも発生してまいります。今後、必ずしもこのままではなくて、近隣に新しい施設ができましたり、そういった状況の変化があった場合は、自主防災組織の意見もしっかり聞いて、見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番（宍戸 稔君） 近年、先ほど47年の災害では時間雨量40ミリと言いましたけども、今50ミリ以上がかなり増えているんです。君田町の観測所においては、昨年7月と6月、7月には51.5ミリ、それから6月13日は70ミリ、その前の年、2020年の8月7日は62ミリ、こういうふうに一帯的に50ミリ以上の、5センチ増えるんですよ。ですから、こういう状況の中での避難所というのは喫緊的な課題だというふうに思いますので、御検討のほどよろしく願いしたいと思います。

それでは、大きく2番目の項目に移らせていただきます。大型建物の取組状況についてということで、まず1番目、新学校給食調理場整備についてということでございます。これも昨日ありましたように、ウッドショック、木材が不足して木材の価格がすごく上がっていると。ウ

クライナ危機によって建築資材等が高騰していると。このことは非常に危惧されることだというふうに思いますけども、この本市の新学校給食調理場建設にその影響は出てきてないのか、出てくる可能性がないのかというところをまずお聞かせください。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 新学校給食調理場建設工事については、令和4年2月に入札を実施し、落札業者と仮契約を締結いたしまして、令和4年3月議会で可決を頂きましたので、令和5年2学期からの供用開始に向け工事を行っているところであります。仮契約を締結いたしました2月からこれまでの間、建築資材の価格が高騰し続けておりまして、新学校給食調理場建設工事においても、これらの影響をある程度受けるものと考えています。引き続き、建築資材の価格の動向を注視しつつ、関係部署や工事監理業者と連携をして工事を進めていくよう考えています。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 資材が高騰しているのは承知しているけども、様子見だというふうには言われたんですけども、今の木材にしてもこれは89.8%に増加しているんです。合板は96.2%、鉄鋼においては27.4%、石油製品は16.4%、明らかに入札した2月の時点よりもかなり上がってきているんですよ。これは業者とちゃんと協議していかないといけないし、事業費の見直しも早急に行う必要があるんじゃないんですか。様子見というのはいかかなものかと私は思いますよ。新学校給食調理場、木材を使わないんですか。合板とか製材、木材は一切使わないということでだったら理解できますけども、使うんじゃないんですか。これだけ実際に上がっているんですよ。ちゃんと調べてから状況を把握しておられるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 毎月、進捗に関わっての会議をしておりますので、その中で工事管理業者と話をする機会がありますので、そういった建設費、継続費の見直し等についても協議をしておりますので、また必要があれば今後提案をさせていただきたいと思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 必要があればではないですよ。もう実際にこういう現象が起きているんですよ。必要があれば、誰がそれをするんですか。それぞれ建築主体工事にしても、電気設備

工事にしても、機械設備工事にしても、1者しか応札がなかった。それなりに体力がある業者しかしてないんですよ。なぜ1者しかなかったか、そういうところもちゃんと把握せんといけんと思いますよ。ですから当然、設計変更、単価がそれに伴って継続費の検討ということがないといけんではないんですか。必要に応じてというようなことでは駄目ですよ。どうなんでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 設計、工事の管理業者がおいでまして、そこらへんとも設計の見直し等も協議をしておりますので、そこについては引き続き協議をして、どれだけのものが必要なのかというところも含めて、継続して協議をしてみたいと思います。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 先ほどから教育次長が答弁させてもらっておりますけども、今回の調理場の設計に当たっても、設計段階においても事業費がかなり増額してきておりました。それを受けて、全体では25億円余りの継続費を予算化させていただいておりますけども、それを今回、発注に至るまでの設計では、予定していたよりも相当額の増額での発注となったというのが実態であります。それであっても1者ずつしか応札がなかったという、こういう状況でございます。したがって、今回の調理場の整備工事については、非常に厳しい状況の中で今現在、工事が進んでおるといのが実情でございます。物価のほうも、その当時想定してなかったウクライナの問題でありますとか、上海でのロックダウン等の影響も受けながら非常に物価が上がってきております。こういうものは正当に設計に反映させながら契約変更等に進めていくというのが本来の姿でございますので、しっかりその点は業者、あるいは設計業者のほうとも協議を行いながら、その作業を進めてまいりたいと思います。その経過についても、適時報告をさせていただくこともあろうと思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) やっぱりめどを持って、いつ頃までにその調整をせないけんよということをお願いしたいというふうに思ひます。さらには、最終的には業者に泣いてもらうんよというようなことがあってはいけません。そのことも付け加えておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。三次小学校整備についてでございます。この三次小学校整備、三次小学校だけでいいのか、三次中学校はどうなのかとかいうような声もあります。三次町のまちづくり計画といいますか、自治組織との協議ということで、もう小学校だけよと、今の場所に建て替えるよということはいかれるということに理解してよろしいんで

しょうか。協議状況というのをお聞かせください。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 今年度から三次小学校の改築に着手するに当たりまして、学校関係者の皆さん、PTA役員の皆さん、あるいはコミュニティ・スクールの学校運営協議会の委員の皆さんや三次地区自治会連合会理事の皆さん、そしてさらには近隣住民の皆さんを対象に説明会をさせていただいたところでありますけれども、その説明会の前に、三次小学校、三次中学校の建て替えというところで、小・中連携という観点からは一体型ということも庁内で協議をしたところですが、地理的にといいますか、安全性の確保というところで、今回は小学校だけというところで庁内で決定をしまして、関係の皆さんには説明をしたところであります。説明内容は、まずは小学校改築について着手をしていくということ、そして基本的な考え方がありますとかスケジュールを説明させていただきましたけれども、まちづくりに関わってというところでは、この夏以降に設計業者が決まった段階で基本計画を策定します。その段階で地域の皆さんと協議をしながら意見を聴いて、基本計画に反映をさせていくという内容も含めて、地域の皆さんには話をさせていただいておるところであります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今まで地元の協議を何回行われて、どれぐらいの人数が集まって、三次町全体にこの話が行って、いろいろと案が出てきているというふうに理解させてもらってよろしいのでしょうか、お伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 三次小学校を改築するという点については、市のほうで決定をいたしまして、どういった学校をつくっていくかというのは、先ほども申しましたように、設計業者が決まる夏頃に地域の皆さんの意見を頂いて基本計画をつくるということで進めてまいりたいというふうにも考えておりました、その旨を地域の皆さんにも伝えております。

説明会は合計で2回行いまして、1回目は学校関係者、PTAの役員、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の委員の皆さん、三次地区自治会連合会の理事の皆さん、この方を対象に説明をして、このときは35人、おおむね40人弱の出席がありました。2回目は近隣の住民の皆さんを対象に説明をさせていただきまして、おおむね15人の出席を頂いております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 私が聞いた人がたまたまそうだったというふうに理解しないとイケないのだと思いますけども、詳しい状況は聞いてないし、どうなんだろうかということは聞かせていただいております。やっぱり地元、今から30年、40年を見越した建物、また地域の中で、小学校、中学校はどういうふうにするのかと。ましてや三次町の場合は親水公園の関係が、運動広場、そこら辺との兼ね合いもあると思うんです。そこら辺を総合的に、やっぱり学校施設、地元の拠点になる施設ですよ。そういうことでのレイアウトをして考えていただきたいというふうに思います。

次に、学校整備計画ですね。三次小学校は昭和53年8月で、布野小学校も53年、三和小学校は47年、甲奴小学校は49年、吉舎小学校は50年、十日市小学校は54年。老朽化が著しいからというふうに伺っているんですけども、この点。さらには中学校においては、布野中学校は昭和46年、これは最も古いです。十日市中学校は48年、甲奴中学校は53年。ここら辺、なぜ今回三次小学校になったのか、他の古い老朽化した小・中学校はどのような計画で今後整備をしていくのかということをお聞かせください。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 令和3年11月22日の三次市議会全員協議会へ提出をさせていただきました過疎地域持続的発展計画に基づく主要事業の実施についてという、この中で、学校施設の劣化状況調査結果に基づく小中学校老朽化対策事業についてお示しをしておりますけれども、三次小学校は文部科学省が示す基準による劣化状況調査の結果、市内小・中学校の中で最も校舎の健全度の数値が低い値であったことから、三次小学校から整備を行うということとしたものであります。今後の整備計画の優先順位としては、原則として築年数や建物の劣化状況調査結果に基づき行っていきたいというふうに思いますけれども、旧三次市内においては、令和3年度から令和12年度の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の失効後は、過疎地域としての指定が困難であるということも想定をされ得るため、効果的な財政支援である過疎対策事業債が活用できるこの10年間で計画的に事業を進めるというような考えの基で、基本的には劣化状況調査に基づいて健全度の低いところから行っていくというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから、計画的に進めていくということで理解させてもらってよろしいんですね。その上において、小・中学校の規模及び配置の適正化、こういう問題があるわけなんですけども、ここの関係というのは、その整備計画とは切り離して考えるということでもよろしいのでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 規模及び配置の適正化については、この3月に基本方針を出させていたでいて、その基本方針の中の1つでもあります、地域の皆さんとしっかりと話をして、子供たちにとって豊かな学習環境を提供するというのは、どういう環境なのかということと一緒に考えましょうということにしておりますので、この協議なしで学校整備計画をするということはありません。ただ、そういったことも、学校整備をする場合は規模適正化もある程度視野に入れるということも必要であろうかと思えますけれども、基本的には先ほど言いましたように、規模及び配置の適正化については地域の皆さんと協議をさせていただくということで、既に協議を始めているところであります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) そこら辺の連携というか、つながりはちゃんと図っていく必要があるというふうに思います。三次小学校の建て替えというのが、昨年といいますか、私たち議会のほうからすれば突然に話が上がってきたというふうに思わざるを得ない部分があります。やはり早くから、もう四十何年、先ほどの四七災ではないですけども、もう50年たつような、かなり老朽化、それこそ先ほど次長が言われた健全化というところからいえば非常に劣悪な状態というふうなことも中にはあるのではなかろうかと思えますので、そこら辺を早い段階で示していただき、計画的な整備をお願いしたいと思います。

それでは、次の3番目の項目で、三次中央病院の整備についてということでお伺いします。三次中央病院の整備につきましては、基本構想検討委員会で検討中という前提で、主体である市民病院部としての考えを伺いたいというふうに思います。総体的な質問ですけども、まず第一に建て替えという大きな決断に至った経過、このことをまずお伺いしたいというふうに思います。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 片岡市民病院部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) まず建て替えを行うことを決定した経緯について御説明いたします。平成22年度に老朽化調査を含めた改修計画を策定しておりました。その報告書では、大規模修繕費と建て替えに係る工事費を比較しました。そうしましたところ、大規模修繕費を建て替えに係る工事費へ充足させるべきで、現在の病院建設に充てた起債の償還が終わる2025年頃、建て替えの計画を推進することが望ましいとされておりました。その後、施設内の漏水などで配管の老朽化が顕著となりました。そのため令和2年度に既設配管老朽化調査を実施いたしました。その総合所見では、今後急速に劣化が進行する可能性があること、また既存の

配管を更新することは、費用、工期からも現実的ではなく、漏水等の不具合が頻発する前に病院の建て替えを検討する必要があるとの報告でございました。また、既設配管の老朽化以外にも、病棟におきましては、電子カルテの導入によりまして、パソコンを載せたカートがございしますが、そのカートの往来や待機により廊下幅を減少させている。また、スタッフの数や診療科が当初建てましたときよりも大幅に増加しております。そのためによる施設面の不足、抗がん剤治療を行う化学療法室等の医療機能に係る設備面の不足など、老朽化と狭隘、変化する医療ニーズへの対応などの問題を抱えておりました。

この問題解決としまして、令和2年度に病院内に副市長、病院長、あと関係部長などで構成いたします病院在り方検討委員会におきまして、検討のほうを開始いたしました。令和3年3月定例会では、施政方針において、建築後26年を経過しており、中長期的な視点に立ち、建て替えを視野に、今後の方向性について検討・調査を開始しますと表明いたしまして、令和3年11月22日、三次市議会全員協議会の資料において、三次市実施計画で病院改築事業とお示しいたしまして、同資料、「過疎地域持続的発展計画に基づく主要事業の実施について」におきまして、病院整備事業、市立三次中央病院の建て替えとお示したところでございます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) 今、病院の事業計画の経過を説明させていただきましたけども、先ほどの小学校の計画の中で重要な点が1点、私のほうで追加で答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

学校整備についてでございますけども、これについては令和3年11月22日の先ほど申しましたように全員協議会において、「過疎地域持続的発展計画に基づく主要事業の実施について」として、令和2年度に実施しました市内全ての小学校21校、中学校12校の校舎と体育館の劣化状況調査の結果や、学校施設の築年数などを総合的に評価した劣化状況評価一覧をお示しいたしました。基本的には、この劣化状況評価一覧表でお示した順位で整備を進めてまいりたいと考えております。その中で、学校施設の改修、建て替えの進め方についての考え方を「改修・建替え等の優先順位は、原則として、築年数や建物の劣化状況等に基づき決定」としており、今回は最も健全度の低い三次小学校の整備に着手したというものでございます。市全体といたしましては、ファシリティーマネジメント、いわゆる公共施設総合管理計画の基本方針にのっとるとともに、現在の過疎法が失効した後の本市の全市指定の困難さを検討しながら、併せて財政状況なども十分考慮した上で、この整備を進めてまいりたい。中央病院の整備についても、この中でもお示しさせていただいたとおり整備を進めていくという考えでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 三次小学校も中央病院も、劣化状況、あるいは狭隘な部分が出てきたと

ということでの建て替えということで理解を求められました。中央病院に戻ります。スケジュール案では、今年令和4年に基本構想、基本計画、令和5年、来年、基本設計、それから令和6年、実施設計で、令和7年に工事に着工して、2か年かけて令和7年、令和8年で工事を行って、令和9年9月に竣工、それから11月に開院というふうに聞かせていただいております。5年の計画ですね。先般、新聞でも示されましたけども、建て替えの場所に依じて、その事業費が187億とか186億とかということが示されました。それは今から決定になるんですけども、いづれにしても180億余りの事業費で三次中央病院が建て替えになると。その建て替えの場所というのは、令和4年に敷地の調査を行うようなスケジュール案になっているんですよ。私たち素人的には、今の高台にある酒屋の場所というのは、駐車場も広いし、そちらに新しいのを建てて、今建てているところを駐車場にするということが、業務を行う上においても一番いいのではなかろうかというふうには思うんですが、そこら辺も含めて、白紙の状態で検討するんだということが出ておりました。それは余談になるんですけど、ちゃんと検討してもらいたいと思います。私が一番気になるのは、187億という事業費に対して資金計画はどうかということなんです。そこら辺、手元資金が幾らで、借入れはどのぐらいで、償還はどのぐらい考えているところを今現在、市民病院部としてあればお示し願いたいというふうに思います。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 片岡部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 病院建て替えに係る資金調達、あと収支の状況でございますけれども、現在、病院事業債を充てるように考えております。地方病院事業債、償還年数30年のものがございます。経営的には減価償却費がやはり大幅に増加いたしますので、その減価償却がある間は、決算上は赤字決算の時期が7年から8年はかかってこようかと思っておりますけれども、実際に病院経営を行うに当たりましては、あくまでもこちらは非現金の費目でございます。現金ではない、数字上のものがございます。ただいま中央病院では30億から40億、現金のほうを準備しておりますので、資金ショートが起きるといふふうには考えておりません。決算上は赤字決算という年数はできますけれども、180億規模の病院建築をいたしましても、実際には現金に困ることなく経営のほうを続けていくように収支計算のほうを行っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 資金については、借入れというのは当然なんだけども、今ある手元の資金、20億とか40億と言われましたけども、前院長という方が、建て替えにかなりの資金を用意しとるんだというようなことを言われていました。三次中央病院は、全国の自治体病院の中では健全経営で、黒字経営をずっと続けられてきているということで、今回もその建て替えというのは、資金面において、よし、今が時期だといふふうには考えられたというのは賢明な判断で

はなかろうかというふうに思います。

個別の質問に入らせていただきますけども、先般の新聞にもありましたけども、病床数、今現在350床、それから診療科においては24診療科ということですけども、このものは今から検討なさるんですけども、当然、三次市、三次中央病院ですけども、県北一帯の中核病院、拠点病院、島根の邑南町、飯南町、それから安芸高田市、庄原市というところのエリアを考える必要があるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の状況から見て、病床数、診療科というのはどのようなお考えを持っておられるのかお伺いします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 片岡部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) まず病床数についてでございます。議員もおっしゃいましたように、三次市だけではなくこの近辺、庄原市、安芸高田市、また島根県南部の患者層も実際に来院があります。そういった広域での病院として何床を持つべきかというところで、現在、基本構想検討委員会の委員の皆さんからも御議論いただいているところでございます。また、先日の第2回の検討委員会におきましても、在宅ですとか、看取りについても今後検討する必要があるという御意見も頂きました。それを踏まえまして、全体の病床数というものを考えていくことになろうかと思えます。ただ、最終的な病床数につきましては、広島県の地域医療構想、こちらを踏まえる必要もございまして、広島圏域地域医療構想調整会議のほうで審議されていくものとなってまいります。

また、診療科につきましては、現在24診療科を設けております。平成6年に当地にきた折には、18診療科から、時間をかけまして現在の24診療科まで増やしております。このままできましたこの機能を維持したまま、24診療科を維持し、その上で備北全体に必要な診療科を確保していきたいと考えております。こちらにつきましては、医師の配置に左右されることも大きい問題がございまして、今後の医師配置の動向も踏まえつつではございますけれども、24診療科は維持して進めていきたいと考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今現在、中央病院のほうで取り組まれていることについて、このことはどうなるのかというところをお聞きするんですけども、24時間小児救急、終末期医療、緩和ケア、これは途中からできたようなところがあって、ここら辺の充実というのはどのように考えられているのか。がん診療拠点病院については昨日質問がありましたので、これはよろしいです。この2点について。もう一つ、救急対応というのが、休日夜間救急センターとの兼ね合いというところがあると思うんですけども、そこら辺の取組というのはどのようにお考えかというところをお聞かせください。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 片岡部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） まず24時間小児救急でございます。こちらにつきましては、広島県保健医療計画において、市立三次中央病院に対して求められているものでございます。この機能を維持するためにも、医師の確保に努めていきたいと考えております。

また、緩和ケアの充実についてでございますが、こちらは、がん診療連携拠点病院の指定要件にも大きな位置づけとなっております。緩和ケアは現在病棟がございませんで、外来のほうで対応しております。備北地域には緩和ケア病棟がございませんので、病棟の配置を望む声も上がっております。今後の検討会におきましても、終末期医療、看取りという点では、緩和ケア病棟の果たす役割は大きなものがございますので、十分議論のほうを頂ければと思っております。

救急についてでございます。市立三次中央病院では、今年の4月より外科系の一次救急の受入れも行っております。こちらにつきましては、地域の外科系診療所数の減少を踏まえまして、今後の救急医療を守るためにも、引き続き中央病院のほうで対応していくようにしております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 最後になりますけれども、今後、中央病院として取り組みたい、取り組まなければならないというところについてお伺いするんですけども、1つはやはり現下のコロナ禍における感染症対応、さらには療養病床の考え方というのはどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 片岡部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） このたびコロナウイルスの感染の拡大におきまして、今の病院での感染症対応の重要性が非常に明らかとなりました。また、医療法の改正によりまして、第8次医療計画、こちらは令和6年度から令和11年度までの計画になりますが、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療が追加されました。また、令和4年度から令和5年度にかけて策定を義務づけられました公立病院経営強化プランにおきましても、公立病院は、平時から新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えておくことが必要とされております。こういったことから、新しい病院建築を考える上では、感染症対応の機能を備えておくということが不可欠となっております。今なかなか感染対応が不十分な面があり、働きにくい面もありますけれども、新しい病院の設計におきましては感染症の対応というのが必須の条項となっております。

また、療養病床につきましてですが、療養病床は長期にわたり療養を必要とする患者を受け入れる病棟でございます。今後、増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応のため、

介護医療院というものも新設されております。この地域におきましては、三次病院に48床開設されております。先ほども申し上げましたが、在宅看取り、この対応をどのようにしていくか、これを基本構想検討委員会においても検討いただくものでございますが、地域の医療の機能分化、また地域の医療連携という面も踏まえまして、今後議論していくものとなろうかと思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) それでは、中央病院に関しての質問は以上とさせていただきます。

新学校給食調理場、質問が物価高騰の関係でそこだけで終わっているんですけども、運営方法について聞かせてもらいましたか。聞いてないですよ。運営方法についてと公会計の導入についてということで、2点お伺いします。運営方法については直営ということでお伺いしているんですけども、このことについてどのような運営方法を今現在、具体的なものとして取り組もうとされているのかということをお伺いしたいと思います。それから公会計の導入ですけども、これは今までそれぞれの学校の教職員の方が給食費を徴収されるというようなことで、社会問題化している学校教員の長時間勤務、業務の負担軽減というところに非常に大きな意義があるということで、これは文部科学省からも通達が出ているというふうに聞かせていただいておりますけども、この2点についてお伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 新学校給食調理場の運営体制、組織体制でございますけれども、整備計画でお示しさせていただきましたように、管理運営については市が行い、場長、事務職員、栄養教諭、栄養職員等を配置する予定としておりまして、その詳細については現在協議を行っておるところでございます。配送については、これは業務委託を考えておりまして、調理後2時間以内に喫食できるよう配送ルートも含めて考えられる手法が幾つかありますので、その中でどれが一番適切であるかということをお伺いしておるところであります。

学校給食の公会計については、令和元年7月に文部科学省が学校給食費徴収・管理に関するガイドラインというのを作成し、公表をしました。その中で教職員の業務負担の軽減や業務の効率化、透明性の向上が図られるという観点から、給食費の徴収管理業務については地方自治体が担っていく事務であるとして、公会計化の推進が求められておるところであります。一方、公会計化を進めるに当たっては、給食費を徴収するための新たな会計ルールの構築でありますとか、徴収管理システムの整備や人員配置に伴う財政措置など、様々な課題があります。今後、公会計化により見込まれる効果や課題を踏まえて調査検討していきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長（藤井憲一郎君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 運営の組織体制ということで、今までは各学校の校長先生が場長というようにのですが、今度は旧三次市内の小・中学校が全て今の新学校給食調理場になるということになれば、どこの校長先生が場長になるかというようなことではないと思うんですね。新たにちゃんとした場長を設けて、教育委員会の別建て組織というようなところになるのかなと思うのですが、それも含めて公会計にちゃんとシフトしていくということで今の答弁を聞かせてもらってよろしいでしょうか。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 甲斐教育次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 新しい調理場の組織体制について、おっしゃいますように、場長というのは今は校長が場長を務めておりますけれども、新しい学校給食調理場については場長は別途考えたいというふうに考えております。公会計化についてはもう少し時間がかかると思えますけれども、これは継続して調査研究をしてまいりたいと思います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 業務が開始されるのは来年の9月ですよね。そこら辺をいろいろ考えていきますよということでもいいのかなというふうに思うのですが、公会計化はぜひ三次市でも取り組む必要があると。全国的にもこの流れなんですよ。広島県で行っていないほうが少ない。なので、そこは教職員の皆さんの働き方改革も含めてぜひ取り組むべきだというふうに思いますが、決意のほどをお伺いしたいと思います。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 甲斐教育次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 新しい調理場が稼働する令和5年度において、その時点で公会計化を始めるということは現時点では申し上げられませんけれども、そういった方向へのシフトということを見据えて検討をするべきであるというふうには考えております。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（藤井憲一郎君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 改めて、今の次長が申し上げたことに少し補足をさせていただきますと、組織体制と、それから公会計化の検討といったところは切り離して今考えております。つまり組織体制については、おっしゃっていただきましたように、来年度9月に供用開始ということが決まっております。これについては計画的にしっかりと準備を進めていくというところで、ス

タートがきちんと円滑に切れるようにといったところをまず今進めております。したがって、公会計化ということになりますと、他の町村、残す調理場のことも含めて、全体のことについて考えていくということも必要でございます。しっかりまた、そういったところは十分調査研究をしながら、丁寧な取組につなげてまいりたいということでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○副議長(藤井憲一郎君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 繰り返しになりますけれども、公会計化というのは、いちいち先生が学校給食費を徴収して滞納がどうのこうのというようなところに手を煩わせないように、ぜひ教育のほうに目を向けて、100%目を向けて、子供に目を向けてということをお願いしたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長(藤井憲一郎君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思えます。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤井憲一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日も会議は9時30分に開会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時29分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月21日

三次市議会議長 山 村 恵美子

三次市議会副議長 藤 井 憲一郎

会議録署名議員 鈴 木 深由希

会議録署名議員 黒 木 靖 治